

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
平成 23 年度業務実績評価シート

委員氏名	
------	--

平成23年度評価項目について

評価区分	23年度計画記載項目	頁	評価区分	23年度計画記載項目	頁
評価シート1 効率的な業務運営体制の確立	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な業務運営体制の確立 (1)効率的な業務運営体制の確立	1~2 1~2 1~2	評価シート10 調査・研究のテーマ、実施体制等	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 調査・研究 (1)調査・研究のテーマ (2)調査・研究の実施体制等	29~31 29~31 29~30 30~31
評価シート2 内部統制・ガバナンス強化への取組	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な業務運営体制の確立 (2)内部統制・ガバナンス強化への取組	4~7 4~7 4~7	評価シート11 成果の積極的な普及・活用	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 調査・研究 (3)成果の積極的な普及・活用	32~33 32~33 32~33
評価シート3 業務運営の効率化に伴う経費節減	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な業務運営体制の確立 (3)業務運営の効率化に伴う経費節減	8~10 8~10 8~10	評価シート12 養成・研修、ボランティアの養成	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 養成・研修 (1)養成・研修 (2)ボランティアの養成	35~37 35~37 35~36 37
評価シート4 効率的かつ効果的な施設・整備の利用	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 (1)土地・建物等の資産の利用方法等の検討 (2)地域の社会資源・公共財としての活用	12~13 12~13 12 12~13	評価シート13 援助・助言	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 4 援助・助言 (1)援助・助言の利用拡大 (2)専門的かつ効果的な援助・助言の提供	39 39 39 39
評価シート5 合理化の推進	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 3 合理化の推進 (1)「随意契約見直し計画」に基づく取組等 (2)入札・契約の適正な実施の確保 (3)外部委託の検討	15 15 15 15	評価シート14 その他の業務	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 5 その他の業務 (1)診療所について (2)地域の障害者支援の充実	40~42 40~42 40~41 42
評価シート6 施設利用者の地域移行のスピードアップ	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 自立支援のための取組 (1)地域移行に向けた取組 (1)施設利用者の地域移行のスピードアップ	17~18 17~18 17~18	評価シート15 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 6 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保 (1)「国立のぞみの園の業務運営の向上を図るための運営懇談会」の開催 (2)第三者評価機関による評価	43 43 43 —
評価シート7 本人及び保護者の同意を得るための取組	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 自立支援のための取組 (1)地域移行に向けた取組 (2)地域移行の段階的支援(プロセス)の実践 ア	19~20 19~20 19~20	評価シート16 予算、収支計画及び資金計画等	第3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画 1 予算 2 収支計画 3 資金計画 第4 短期借入金の限度額 1 限度額 2 想定される理由	44 44 44 44 45 45
評価シート8 移行先の確保、移行者に対する地域生活の定着支援	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 自立支援のための取組 (1)地域移行に向けた取組 (2)地域移行の段階的支援(プロセス)の実践 イ ウ (3)地域移行モデルの作成	22~23 22~23 22~23 23	評価シート17 人事に関する計画	第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 第6 剰余金の使途	45 45 45
評価シート9 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 自立支援のための取組 (2)行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援 (3)高齢知的障害者への自立支援の取り組み (4)効率的・効果的支援を提供するための実施体制の検討	24~27 24~26 26~27 27	評価シート18 施設・整備に関する計画	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 2 施設・整備に関する計画	47 47 48 48

中 期 目 標 (第2期)	中 期 計 画 (第2期)	平 成 2 3 年 度 計 画	平 成 2 3 年 度 の 業 務 の 実 績
<p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定める。</p> <p>平成20年2月29日 厚生労働大臣　舛添要一</p>	<p>独立行政法人通則法第29条第1項の規定に基づき、平成20年2月29日付をもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人国立重度知的障害者総合施設ぞみの園中期目標を達成するため、同法30条の定めるところによる独立行政法国立重度知的障害者総合施設のぞみの園中期計画は、次のとおりとしたい。</p> <p>平成20年2月29日 独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 理事長　遠藤浩</p>	<p>平成23年度の業務運営について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園年度計画を次のとおり定める。</p> <p>平成23年3月15日 独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 理事長　遠藤浩</p>	
<p>第1 中期目標の期間 独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間とする。</p> <p>第2 業務運営の効率化に関する事項 1 効率的な業務運営体制の確立 「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日行政改革推進本部決定。以下、「整理合理化計画」という。）等に基づき、業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている業務運営の効率性・自律性を高める取組を一層進めるため、次の目標を達成すること。 (1) 効率的な業務運営体制の確立 提供するサービスの質を確保しつつ、効率的かつ柔軟な組織編成を行うとともに、施設利用者の減少等に応じた適正な人員の配置を行い、職員の採用に当たっては資質の高い人材をより広く求めることができるよう工夫すること。 また、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）等に基づく人員の削減、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）、「整理合理化計画」等を踏まえた給与体系及び給与水準の見直しを行うなど、人件費改革に引き続き取り組むこと。 さらに、給与水準について検証し、これを維持する合理的な理由がない場合には給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表し、十分に国民の理解が得ら</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な業務運営体制の確立 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日行政改革推進本部決定。以下、「整理合理化計画」という。）等に基づき、業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている運営の効率性・自律性を高める取組を一層進めるため、次の措置を講ずる。 (1) 効率的な業務運営体制の確立 ① 組織体制 重度かつ高齢の知的障害者に対し、自立のための支援を先導的・総合的に行うため、柔軟に組織再編を実施し、効率的かつ効果的な業務運営に努める。 なお、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）等を踏まえ、常勤職員数について、平成24年度末までに期首（20年度当初）に比較して20%を削減する。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な業務運営体制の確立 (1) 効率的な業務運営体制の確立 ① 組織体制 常勤職員数について、期首（平成20年度当初）に対する期末（平成24年度末）の割合が80%となるよう、平成23年度においても計画的に削減を行う。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な業務運営体制の確立 (1) 効率的な業務運営体制の確立 ① 組織体制 ア 組織実施体制の見直し ○ 利用者への支援サービスの充実と効率的、効果的な業務運営を推進するため、平成23年4月1日に、法人事務局を利用者の支援サービス部門（事業企画局）と管理運営部門（総務部）とに区分し、加えて、総合施設を利用者を直接支援する部門（生活支援部、就労支援部、地域支援部）の施設事業局に改組し、間接的に支援する事業調整部を事業企画局に移管するなど、次の組織改正を行った。 改正前：法人事務局（2部、4課、1室、2調査役）、総合施設（4部、2次長、6課、2室、2主幹）、診療所（2課）の「1局・1施設・1所・6部・2次長・10課・3室・2主幹・2調査役の管理職ポスト計28」体制を、 改正後：総務部（2課、1室）、事業企画局（2部、4課）、施設事業局（3部、7課、2支援調整役）、診療所（2課）の「2局、1所、6部、13課、1室、2支援調整役の管理職ポスト計25」の体制とした。 なお、この改正により、矯正施設を退所した知的障害者の地域生活支援の充実強化のために、自立に向けた専門的な支援と運営を行う「自活訓練ホーム（定員7名）」の本格実施と当事業を所管する「社会生活支援課」を新設した。 ○ 国の政策課題等をより適正に実施・推進するために、外部から専門家・有識者を招聘し助言、指導を受けるために設けている参事ポスト（謝金対応）について、平成22年度末の4ポスト（地域支援・調査研究・自立支援・社会生活支援）について、自立支援担当については、その役割を終えたので、1減じて3ポストとした。</p>

<p>れるものとすること。</p>	<p>② 人件費改革と給与水準の適正化 ア 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）や「整理合理化計画」等に基づき、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う等、引き続き人件費改革に取り組む。 なお、給与の水準については、国立のぞみの園の業務内容と国からの財政支出の状況、同種の民間施設等の状況などを踏まえ、給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表し、十分に国民の理解が得られるものとする。</p> <p>イ 法人の業務実績や職員の能力、勤務成績を適切に評価し、その結果等を役員報酬や職員給与に反映させる。</p> <p>③ 人事配置 職員の能力と勤務成績を適切かつ厳正に評価した適材適所の人事配置を行うとともに、外部の関係機関との人事交流等を実施する。</p>	<p>② 人件費改革への着実な取組 人事評価制度について、国家公務員の人事評価に準じた制度となるよう必要な見直しを行うこととするが、その際には、福祉の現場に配慮する視点を取り入れることとする。</p> <p>③ 人事配置 ア 人事評価の結果等を活用し、①職員の意識高揚と能力開発、②適材適所の人事配置、③公正な待遇等に努める。</p> <p>イ 行動障害等への対応や調査・研究等の業務及び福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援を充実させるため、実績と知見を有する者などの人事交流等を引き続き実施する。</p> <p>ウ 施設利用者の減少等に応じた適正な人員の配置を行う。</p> <p>エ 事務部門に配置された非常勤職員について、計画的に削減を行う。</p>	<p>○ 平成23年4月1日から、第4次寮再編（17か寮体制→16か寮体制）を実施し、さらに、利用者の高齢化等による身体機能の低下に伴い、医療的配慮グループ等への転寮を行うとともに、地域移行等による利用者の減少を踏まえ、平成24年4月1日実施予定の第5次寮再編（16か寮体制→15か寮体制）に向けた取組を行った。</p> <p>イ 常勤職員数の削減 常勤職員数については、平成23年度期首の246人を△25人の期末215人とした。ただし、平成24年度期首は226人（△20人）である。 中期計画においては、20年度期首の275人を20%減（△52人）して、24年度末に223人とするのが数値目標値に当たるが、24年度は定年退職者が8人いることから、削減数の目標は十分に達成可能である。</p> <p>② 人件費改革への着実な取組 ア 定年退職者の原則不補充等による常勤職員数の減や職員の給与水準の適正化に取り組んでいた結果、平成23年度人件費総額については、1億5千万円縮減した。 22年度 1,958百万円 → 23年度 1,808百万円（△150百万円） ・職員の給与水準 ラスパイレス指数 平成23年度 95.7</p> <p>イ 人事評価制度について、国家公務員の人事評価に準じた制度となるよう必要な見直しを行うため、大規模施設等への聞き取り調査を実施するなど、平成24年度中の試行的実施に向けて検討を進めた。</p> <p>③ 人事配置 ア 現行の人事評価制度の実施の結果等については、職員の意識と能力の把握に努め、人事配置や待遇等の検討の参考としている。</p> <p>イ 全国の障害者関係施設及び大学等に所属する者のうち、行動援護事業の充実強化及び調査研究の質の向上並びに罪を犯した知的障害者の地域生活支援事業の充実強化のために、それぞれの事業に対し、高い知見と経験を有する者3名（地域支援・調査研究・社会生活支援担当）を昨年度に引き続き、参事（謝金対応）として委嘱した。 また、高齢者支援、摂食・嚥下及びシーティング指導の専門家を昨年度に引き続き招聘し、高齢知的障害者の支援の質の向上等のために、指導・助言を得た。 さらに、平成23年9月から就労支援の専門家を招聘し、一般就労に向けた効果的な支援方法や事業の拡大等について指導・助言を受け、事業の充実を図った。</p> <p>ウ 施設利用者の減少や定年退職の状況等に応じ、適正な人員配置を図った。 (利用者に応じた適正な支援が行える寮への転寮等の推進、定年退職者の原則不補充)</p> <p>エ 事務部門に配置された非常勤職員について、計画的に削減を図った。 ・平成23年度期首10人 → 期末7人（△3人）</p>
-------------------	--	--	---

評価の視点等	自己評価	A	評価項目	評定
【評価項目1 効率的な業務運営体制の確立】	<p>・第2期中期目標の新たな課題等に的確かつ効果的に対応するため、平成23年度においては、組織改正に取り組むとともに計画的な常勤職員数の削減等により、人件費総額を平成22年度と比較して約1.5億円を削減した。このうち常勤職員数(275人)については、20年度当初の数に対して最終年度で20%を削減(△52人)する目標に対して23年度までの4年間で60人を削減し、目標達成に必要な削減数を達成している。</p> <p>なお、給与水準においても、21年度から国家公務員に準拠した給与制度を導入しており、23年度におけるラスパイレス指数は95.7であり、目標以上の成果を上げている。</p>			
[数値目標] <ul style="list-style-type: none"> ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等を踏まえ、常勤職員数について、平成24年度末までに期首(20年度当初)に比較して20%を削減する。 	<p>[数値目標]</p> <p>・削減の数値目標は、平成24年度末までに20年度当初(275人)に比較して20%を削減(223人とする)となっており、既に、23年度末で215人、24年度期首で226人であるが、24年度定年退職者が8人いることから、その達成は十分見込めるところである。</p> <p>(業務実績「①組織体制」P1～2参照)</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員数について、期首(平成20年度当初)に対する期末(平成24年度末)の割合が80%となるよう、平成21年度においても計画的に削減を行う。 ・平成21年度内にラスパイレス指数を98.1以内とする。 	<p>・常勤職員数については23年度期末において215人であり、20年度当初に対する割合は約78%となり、目標達成に必要な削減数を達成した。</p> <p>(業務実績「①組織体制」P1～2参照)</p> <p>・平成23年度内におけるラスパイレス指数は95.7であり、目標値より低くなっている。</p>			
[評価の視点] <ul style="list-style-type: none"> ・的確に業務運営を進める観点から、効率的かつ柔軟な組織編成や、適正な人員の配置を行っているか。 	<p>[評価の視点]</p> <p>実績：○</p> <p>・効率的、効果的な業務運営を進める観点から、平成23年4月に、法人事務局を利用者の支援サービス部門(事業企画局)と管理運営部門(総務部)とに区別し、加えて、総合施設を利用者を直接支援する部門(生活支援部、就労支援部、地域支援部)の施設事業局に改組し、間接的に支援する事業調整部を事業企画局に移管するなどの組織改正を行うとともに、施設利用者の減少や定年退職者の状況等に応じて、適正な人員の配置を行っている。</p> <p>(業務実績「①組織体制」P1～2参照)</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・人員の計画的な削減や給与体系の見直し、給与水準の適正化を行うなど、人件費改革に取り組んでいるか。(政・独委評価の視点事項と同様) 	<p>実績：○</p> <p>・定年退職者の原則不補充及び平成21年度において国家公務員の給与体系に準拠した給与制度を導入し、人件費削減の成果を上げている。</p> <p>(業務実績「②人件費改革への着実な取組」P2参照)</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。(政・独委評価の視点) 	<p>実績：○</p> <p>・平成23年度における総事業費(定年退職者に係る退職手当を除く。)に占める運営費交付金の比率は47.3%であるが、①給与水準は、平成21年度から国家公務員に準じた新しい給与制度を導入した結果、国家公務員に対するラスパイレス指数(事務・技術職)が国家公務員に対して95.7となり、21年度の目標値よりも低く、他の独立行政法人と比べて極めて低いこと、②法人の業務が自己収入の途が限られ、他の業務が出来ないなどの制約に加え、永年(平均36年)に亘り施設生活を送ってきた施設利用者の地域移行の進展により、施設利用者が減少し自己収入の増加が期</p>			

<ul style="list-style-type: none"> ・人事交流や有能な人材の招聘等、資質の高い人材確保に取り組んでいるか。 	<p>待できないこと等により、ある程度国の財政支出に頼らざるを得ない状況にある。 こうした法人の現状や、施設利用者に対する適切なサービス提供を図るために人材確保及び職員の士気の確保を考慮すると、給与水準については、概ね妥当なものと考えている。</p> <p>実績：○ ・平成20年度より各分野における専門家を参事（謝金対応）として招聘しており、引き続き、平成23年度も地域支援、調査・研究及び福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援の充実強化のため、それぞれ高い知見と経験を有する者3名に、参事（理事長からの特命担当）として委嘱した。 また、高齢知的障害者の支援の充実を図るため、平成21年6月から高齢者支援、摂食・嚥下及びシーティング指導の専門家を平成23年度も引き続き招聘し、支援の実際場面で、指導や助言を受けている。 さらに、平成23年9月から就労支援の専門家を招聘し、一般就労に向けた効果的な支援方法や事業の拡大等について指導・助言を受けている。</p> <p>(業務実績「③人事配置」P2参照)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・国と異なる、又は法人独自の諸手当について、その適切性を検証しているか。 	<p>実績：－ ・国と異なる法人独自の諸手当は存在しない。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・法定外福利費の支出について、その適切性を検証しているか。 	<p>実績：○ ・国の指導により適切に対応し、労働基準法及び労働安全衛生法に則り、役職員の健康診断のみ法定外福利費としている。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。 	<p>実績：－ ・平成21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストは、ない。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。 	<p>実績：－ ・法人職員の再就職者の非人件費ポストは、ない。</p>	

中 期 目 標 (第2期)	中 期 計 画 (第2期)	平 成 23 年 度 計 画	平 成 23 年 度 の 業 務 の 実 績
<p>(2) 内部統制・ガバナンス強化への取組 「整理合理化計画」に基づき、効率的かつ的確な業務遂行を図るために、内部統制・ガバナンス強化に向けた条件整備を図ること。</p>	<p>(2) 内部統制・ガバナンス強化への取組 ① 内部統制の向上を図るためにの取組 役職員の職務執行のあり方をはじめとする内部統制について、その向上を図るために検討を行い、具体的な取組状況を公表する。</p>	<p>(2) 内部統制・ガバナンス強化への取組 ① 内部統制の向上を図るためにの取組 内部統制について、平成21年3月に取りまとめた内部統制・ガバナンス強化に関する報告書に基づき、リスク対応に重点を置いた取組を行う。 また、適切な業務運営を確保するための執行状況等に関する内部監査を実施する。</p>	<p>(2) 内部統制・ガバナンス強化への取組 ① 内部統制の向上を図るためにの取組 ○ 平成22年度に引き続き、のぞみの園の「阻害要因（リスク）一覧」をもとに、法人として優先的に対応するリスク（以下「優先対応リスク」という。）について計画の策定をし対応した。 【優先対応リスク】 ・生活棟における支援・介護などの不備による利用者の骨折、打撲・創傷など ・誤与薬の発生 ・当事者意識の欠如 ○ リスク対応計画の策定にあたっては、優先対応リスクに対する現状把握、課題抽出及び課題対応策の策定について、幹部職員、現場責任者及び職場担当者に対して役職縦横的、組織縦横的にヒアリングを実施し、各リスクの内部統制の成熟度の評価結果に基づき行った。 リスク対応計画の取組は、各リスクに対する各部所の現在の対応状況・課題、対応策、対応期限及び担当部所等を定め、平成24年3月までに計画に基づき、担当部所が他の関係部所と連携を図りつつ、リスクの軽減等のための取組を行った。</p>

			<p>また、リスク対応計画の取組状況のヒアリングを3回行い、計画の進捗状況の確認を行った。</p> <p>【ヒアリングの開催状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回 平成23年 5月18日・19日 ・第2回 平成23年12月 1日 ・第3回 平成24年 3月 2日 <p>○ 内部統制の向上を図るための取組にあたっては、内部統制向上検討委員会が主体となり、リスクの発生の防止に取組む継続的な仕組みを構築することとしており、平成23年度においても、内部統制構築に専門的な知見を有する専門家（監査法人）から継続的、効果的かつ適切な支援を受けるため、業務支援契約を締結して取組みを行った。</p> <p>【内部統制向上検討委員会の開催状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回 平成23年 6月20日 ・第2回 平成23年 6月28日 ・第3回 平成24年 3月28日 <p>○ 内部統制の必要性やリスク対応計画及び取組内容等について、職員間の共通の認識を深めたため、「内部統制の取組について」をテーマに職員研修会を7月19日・20日に3回（1回90分）実施した。</p> <p>② 内部進行管理の充実</p> <p>ア モニタリングの実施</p> <p>昨年度に引き続き、各部所より選出されたモニターから業務遂行状況について、モニタリングを実施した。</p> <p>イ モニタリング評価会議の開催</p> <p>平成23年度において、モニタリング評価会議を四半期ごとに1回開催（年4回）し、各モニターからの評価項目ごとの進捗状況の報告等に基づき、業務の進行管理に努めた。また、モニターから「休日における利用者の所在不明時の対応について」及び「緊急時の利用者避難（車椅子利用者）等について」意見が出された。休日の所在不明については、緊急連絡体制のマニュアルを作成し周知を図った。なお、車椅子利用者の避難については、平成24年度より総合防災訓練のほかに、利用者移動支援（避難・誘導）研修会として、年2回以上開催することとしている。</p> <p>・モニタリング評価会議の開催状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回 平成23年 6月29日（平成22年度総合評価） 第2回 平成23年 7月28日（第1・四半期分） 第3回 平成23年10月12日（第2・四半期分） 第4回 平成24年 1月26日（第3・四半期分） <p>③ リスク回避・軽減への取組</p> <p>ア 施設利用者及び職員の健康・安全の確保</p> <p>(ア) 利用者に対する健康・安全の確保</p> <p>施設利用者の健康及び安全管理のため、定期的な健康診断やインフルエンザ予防接種等の予防策について、当法人の診療所を中心に他の医療機関等の協力を得て実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・胸部X線撮影 平成23年 5月～23年6月 ・内科健診 平成24年 3月 ・インフルエンザ予防接種 平成23年11月～23年12月 ・乳房・婦人科検診（女性のみ） 平成23年12月 ・内視鏡検査などのガン精査 適宜実施 <p>(イ) 職員に対する健康管理</p> <p>職員の健康管理は定期的健康診断、人間ドック、婦人科検診及び夜勤等を行う職員を対象とした特別健康診断のほか、インフルエンザ予防接種を実施した。</p> <p>イ 事故の発生と再発防止への取組</p> <p>平成23年度は、事故防止対策として、研修会等の機会を設け、介護技術や緊急時の対応技術の向上を図るとともに、事故を未然に防ぐことの重要性を職員一人ひとりが再認識するよう、事故防止対策委員会の検証結果を、園内報「きずな」に掲載して周知を図ったが、利用者の高齢化に伴い転倒等における骨折、打撲・創傷の事例が増加している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23年度事故発生状況 60件（22年度 47件） ・23年度ヒヤリハット実績 79件（22年度 50件）
--	--	--	---

			<p>(ア) 再発防止への取組</p> <p>事故防止対策委員会を毎月第2木曜日に開催し、事故報告書やヒヤリハット体験報告書をもとに発生原因の分析、事故防止対策などを検討した。</p> <p>また、その検証結果については、園内報「きずな」に掲載し、事故防止対策や事故発生時の対応について職員への周知を図るとともに、寮長会等において事故防止対策や事故発生時の対応を共有し、再発防止への注意喚起を行っている。</p> <p>(イ) 具体的な再発防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故発生時の対応に関する共通マニュアルの作成を検討 ・職員研修：「ファーストステップ講習会」（非常勤職員対象：適宜実施） 「ステップアップ講習会」（非常勤職員対象：適宜実施） 「リスク管理講習会」（年2回実施：「誤与薬防止」、「転倒防止」） 「交通安全と利用者支援」（年1回実施） 「介護技術講習会」（年6回実施：「車椅子操作」、「介護用品適正使用」） ・救急・救命講習：「救急蘇生のABC・AEDの使用方法」「窒息・誤嚥時の対応」（月1回実施） ・外部施設での介護研修：特別養護老人ホームにて実施 ・設備整備：離床センサー、AED等の安全機器の配置 <p>ウ 感染症対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1年を通して、診療所の玄関・外来・病棟入口・各病室入口に、手指消毒剤を設置し、外来者や面会者にも手指消毒を励行し、感染症防止対策の強化に努めた。 ○ インフルエンザの流行時期を踏まえ、感染症対策委員会（年3回）を開催し、特に流行期には標準予防策の徹底を職員に促した。ワクチン確保を早急に努め、医療従事者から優先的に接種し、その後利用者への接種を順次行った。利用者については、年間4名の感染者があり、感染予防として該当寮の活動を自粛した。職員や職員家族のインフルエンザ発症の際には、出勤停止の措置を講じ、手洗い・うがい・マスク着用の励行を再度徹底したため、利用者に蔓延すること等には至らなかった。 ○ ノロウィルス感染症については、4月に2名、5月に5名、年間を通じて7名の発症者が認められた。その都度、感染症対策委員会を開催し、感染源の特定、今後の発病予防・消毒の徹底などを行った結果、蔓延には至らなかった。 <p>エ 防災対策の実施</p> <p>災害発生時において施設利用者が迅速かつ的確に行動できるよう、安全防災訓練を23年度に夜間を含め年4回実施したほか、施設利用者及び役職員を対象とした総合防災訓練を10月に高崎市中央消防署の協力を得て実施した。当日は、震度6の大地震の発生による火災発生を想定し、避難訓練、初期消火訓練（消火器、屋外消火栓を使用）担架を使用しての搬送訓練を実施した。</p> <p>その他、交通安全等のチラシの配布（4月6日～4月15日）、危険箇所の点検（7月28日）等の事故防止対策を実施した。</p> <p>オ 高齢化に対応した職員指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設利用者の高齢化等に伴う機能低下への対応として、容体の急変や窒息・誤嚥の緊急時に備えた救命救急講習会（「救急蘇生のABC・AEDの使用方法」「窒息・誤嚥時の対応について」）を月1回（年12回（22年度5回））実施した。また、講習会の一環として、今年度から生活寮において職員に予告することなく救急救命措置の習熟度についてのテストを3回実施した。 ○ 褥瘡対策として、褥瘡対策委員会を毎月1回開催し、褥瘡発症者に対しての細かい対処法を検討・実施した結果、褥瘡発症から治癒までの期間が短縮された。 ○ また、褥瘡予防として、理学療法士が各寮に出向き、支援員に対して、車椅子の使用方法などの指導も行った。 ○ 摂食・嚥下障害への対応として、職員に対し外部の専門家の協力による指導を月2回ペース（22年度は月1回）で実施した。 ○ 座位維持への対応として、職員に対し外部の専門家の協力によるシーティング指導を年間3回実施した。 ○ 平成23年6月に「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布により一定の研修を受けた介護職員等が、一定の条件の下で痰の吸引等の業務を行うことが出来るようになったことを受け、24年度からの痰の吸引等の事業実施を見据えて5人の生活支援職員を群馬県研修（基本研修・実地研修）に派遣した。
--	--	--	--

	<p>④ 業務内容の情報開示 国立のぞみの園の運営状況や財務状況、業務の遂行状況等について、国民にとって分かりやすいよう情報開示を行う。</p> <p>⑤ 取組を有効に機能させるための監査実施に係る条件整備 随意契約の適正化等の効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるため、監事及び会計監査人からの厳格な監査を受けることができるよう、必要な条件整備を図る。</p>	<p>④ 業務内容の情報開示 国立のぞみの園の運営状況や財務状況、業務の遂行状況等について、国民にとって分かりやすいよう情報開示を行う。 また、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）の平成23年4月1日施行に併せ、法人文書の管理等状況について見直し、必要な公表等を行う。</p> <p>⑤ 取組を有効に機能させるための監査実施に係る条件整備 監事及び会計監査人による監査が効果的かつ効率的に行うことができるよう、内部監査を実施する。</p>	<p>④ 業務内容の情報開示 業務運営の改善に繋げるため、運営状況や財務状況、業務の遂行状況等をホームページに掲載するなどの情報公開を徹底している。また、外部・内部からの意見等を積極的に取り入れる仕組（みなさまの声、業務改善提案箱）を昨年度整備するなど、引き続き国民に分かりやすい情報提供に努めている。 また、平成23年4月1日施行の公文書管理に関する法律に伴い、当法人の文書管理に関する規程等の改正を行い、併せて法人文書ファイル簿の見直し、法人ホームページに掲載した。</p> <p>⑤ 取組を有効に機能させるための監査実施に係る条件整備 内部監査計画に基づき、内部監査を実施した。実施にあたり、平成23年度内部監査計画を作成し、監査事項を「物品の管理状況」「利用者所持金の管理状況」「法人文書の管理状況」「業務全般の執行状況」「過去の内部監査における改善・要請事項の改善・是正状況」とした。また、併せて平成23年度内部監査チェックリストを作成した。 チェックリストに基づき、ヒアリング及び実地監査を行った結果、監査事項について概ね適正であることが認められた。</p>
評価の視点等	自己評価	A	評価項目 評定
【評価項目2 内部統制・ガバナンス強化への取組】	<p>・内部統制・ガバナンス強化への取組については、内部統制向上検討委員会が主体となり行い、優先的に対応すべき3つのリスク（①利用者の骨折等、②誤与薬の発生、③当事者意識の欠如）について、平成23年度も継続して取り組み、また、「内部統制の取組について」をテーマとした職員研修会を3回開催し、内部統制の必要性や取組内容等について、職員間の共通の認識を深めた。</p> <p>また、各部所より選出されたモニターと役員等によるモニタリング評価会議を年4回開催し、モニターからの評価項目ごとの進捗状況の報告等に基づき、業務の進行管理に努めた。</p> <p>リスク回避・軽減への取組としては、施設利用者等に対する事故防止対策及びインフルエンザ、ノロウイルス等感染症対策として、事故や感染症を未然に防ぐことの重要性を職員一人ひとりが十分に認識するよう、研修会や講習会など様々な機会を設けて、職員の意識改革に努めた。</p> <p>更に、ホームページ等による業務内容の情報開示に努めるとともに、内部監査計画に基づき内部監査を実施した。</p>		
[数値目標] ・業務の進行管理を適切に行うため、モニターと役員等によるモニタリング評価会議を平成21年度中に4回開催し、業務の進行状況の評価を行うとともに、業務に反映させる。	<p>[数値目標] ・モニタリング評価会議を平成23年度中に4回開催した。 モニターからの意見を踏まえ、休日における利用者の所在不明時の緊急連絡体制を整備し、職員に周知したほか、車椅子利用者の避難については、生活支援部を中心に各部所間の連携を図りながら、平成24年度より年2回以上の利用者移動支援（避難・誘導）研修会を開催することとした。</p> <p>(業務実績「②内部進行管理の充実」P5参照)</p>		
[評価の視点] ・内部統制の向上、ガバナンス強化に向けて、どのように取組んでいるか。 (政・独委評価の視点事項と同様)	<p>[評価の視点] 実績：○</p> <p>・内部統制の向上、ガバナンス強化に向けて、内部統制向上検討委員会において、前年度に引き続き優先的に対応すべき3つのリスク（①利用者の骨折等、②誤与薬の発生、③当事者意識の欠如）について、平成23年度も継続して取り組んだ。</p> <p>さらに、「内部統制の取組について」をテーマとした職員研修会を3回開催し、内部統制の必要性や取組内容等について、職員間の共通の認識を深めた。</p> <p>(業務実績「①内部統制の向上を図るための取組」P4～5参照)</p>		

<p>・業務の進行管理のため、組織的かつ継続的にモニタリングを行っているか。 また、モニタリングの結果を業務に反映させる仕組となっているか。</p>	<p>実績：○ ・各部所に配置したモニターより業務の進行管理を継続的に行うため、モニタリング評価会議を年4回開催し、モニターからのモニタリング結果については、幹部職員をはじめ全ての職員に周知を図った。 (業務実績「②内部進行管理の充実」P 5参照)</p>		
<p>・業務の情報開示や監査機能の強化など、的確な業務遂行をチェックする取組を行っているか。</p>	<p>実績：○ ・業務内容の情報開示については、ホームページに運営状況や財政状況、業務の遂行状況等を掲載するなど情報公開を徹底している。 また、監査機能の強化については、内部監査計画に基づき、平成23年度内部監査を実施し、その監査結果については、理事長に報告するとともに、当法人のホームページに掲載し、公表した。 (業務実績「④業務内容の情報開示」「⑤取組を有効に機能させるための監査実施に係る条件整備」P 7参照)</p>		
<p>・施設利用者の安全を守り、法人としてのリスク回避・軽減を図るため、 ①感染症予防や防災対策に対して、どのように取り組んでいるか。 ②施設利用者の事故防止対策に対して、どのように取り組んでいるか。 また、事故が発生した場合に、原因をどのように分析し、どのような再発防止策を講じているか。</p>	<p>実績：○ (①について) ・感染症予防に関しては、必要に応じて、感染症対策委員会を開催（23年度は年3回開催）し、予防策等についての対応を図った。 防災対策については、施設利用者に対する防災及び避難訓練を夜間を含め定期的に実施するとともに、毎年度秋に役職員を含めた総合防災訓練を実施しており、平成23年度においても実施した。 (②について) ・施設利用者の事故防止対策として、研修会等の機会を設け、介護技術や緊急時の対応技術の向上を図るとともに、事故を未然に防ぐことの重要性を職員一人ひとりが再認識するよう、事故防止対策委員会の検証結果を、園内報「きずな」に掲載して周知を図った。 (業務実績「③リスク回避・軽減への取組」P 5～6参照)</p>		
<p>・業務改善の取組を適切に講じているか。 (業務改善の取組：国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が疑念を抱くことのない開かれた法人運営、目安箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事評価しているか等)</p>	<p>実績：○ ・広く国民（みなさまの声）からの要望を取り入れられる仕組みを整備し、また、職員から理事長に対して、業務改善に繋がる提案、ムダ削減に関する提案等を直接できる仕組みとして「業務改善提案箱」を整備している。 (業務実績「④業務内容の情報開示」P 7参照)</p>		
中 期 目 標 (第2期)	中 期 計 画 (第2期)	平 成 23 年 度 計 画	平 成 23 年 度 の 業 務 の 実 績
<p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費及び事業費等の経費 (運営費交付金を充当するもの（定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く）について、中期目標期間の最終年度（平成24年度）の額を、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）と比べて23%以上節減すること。</p>	<p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減 ① 経費の節減 中期目標に基づく運営費交付金の節減目標を達成するため、常勤職員数の縮減、給与体系・給与水準の適正化、「随意契約見直し計画」（平成19年12月策定）（以下、「随意契約見直し計画」という。）等に基づく合理化に取り組む。</p>	<p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減 ① 経費の節減 ア 定年退職者の後補充について、原則として行わないこととし、常勤職員数の削減を図る。 イ 事務部門に配置された非常勤職員数の削減を図る。 ウ 契約について、「随意契約見直し計画」（平成19年12月策定）（以下、「随意契約見直し計画」という。）等に基づき適正な実施を図る。</p>	<p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減 ① 経費節減 ア 平成23年度の運営費交付金（予算額（退職手当相当額を除く。））について、22年度と比較して約99百万円（△5.6%）を節減、19年度と比較して約669百万円（△28.7%）を節減した。 ・平成22年度1,764百万円 → 平成23年度1,665百万円（△99百万円） ・平成19年度2,334百万円 → 平成23年度1,665百万円（△669百万円） ※退職手当相当額を除いた金額 ・平成23年度期首240人 → 期末215人（△25人） イ 事務部門に配置された非常勤職員について、計画的に削減を行った。 ・平成23年度期首10人 → 期末7人（△3人） ウ 平成23年度においては、「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するため、入札案件について、一般競争入札等の競争性の高い契約方式で実施した。</p>

	<p>② 運営費交付金以外の収入の確保</p> <p>ア 地域のニーズを踏まえた多様な事業の実施や、施設・設備等の効率的な活用を引き続き検討し、事業収入の増加を図る。</p> <p>イ 利用者負担を求めることができるサービスについて、社会一般情勢を踏まえ適切な額の負担を求める。</p>	<p>② 運営費交付金以外の収入の確保</p> <p>ア 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援の一環として、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者に対して、継続して有期限の受け入れを行い、自立した生活が可能となるような支援の提供を行う。</p> <p>イ 就労移行支援事業及び就労継続支援B型の事業内容の充実に向けて取り組む。</p> <p>ウ 地域のニーズを踏まえ、短期入所及び日中一時支援の利用拡大を図る。</p> <p>エ 施設外の生活介護事業所の利用拡大に努める。</p> <p>オ 外来診療について広報に努めることにより、診療収入の増を図る。</p>	<p>② 運営費交付金以外の収入の確保</p> <p>事業収入としては、障害福祉サービス提供に係る公費収入は、施設利用者が減少しているため、平成22年度より減少しているものの、診療所における発達障害等の一般外来患者診療による診療収入の増など、トータルとして収入は増加した。</p> <p>ア 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者の受入れについては、平成20年度2人、平成21年度3人、平成22年度4人、平成23年度には1人と、これまでに延べ10人を受入れた。これらの対象者に対して、社会生活の適応と速やかな地域生活への移行を図るため、計画的に施設入所支援及び就労移行支援の提供など効果的な支援に努めた結果、平成21年度3人、平成22年度2人、23年度3人と、これまでに延べ8人が地域生活へ移行することができた。</p> <p>イ 就労移行支援では、年度当初11人が在籍し、2人は一般企業に就労し、3人は他の事業所等に移行、新規の利用契約者は3人で、年度末には9人となった。就労継続支援B型では、年度当初8人が在籍し、1人を一般企業に再就労させることができ、1人は他の事業所に移行、新規の利用契約者は4人で、年度末には10人となった。また、新規利用者の確保のための取組みとして、当法人の就労支援事業の紹介パンフレットを作成し、市内の特別支援学校、ハローワーク等、関係機関8ヶ所に配布した。結果として、就労移行支援及び就労継続支援B型事業における新規の利用契約者は年度内で合計7人となった。</p> <p>ウ 短期入所枠の拡大と日中一時支援の拡大</p> <p>地域の知的障害者に対して、短期間の入所又は日中一時利用等、必要なサービスを提供した。具体的なサービスの提供については、受け入れ寮の1日のスケジュールに沿って行うことを基本とした。</p> <p>なお、短期入所事業は、延べ利用日数で平成22年度を上回っている。</p> <p>また、日中一時支援事業についても、延べ利用日数及び延べ利用時間とも昨年実績を上回っている。</p> <p>他方、利用者の情報の共有化や適切なサービスを提供するため、「短期入所利用者支援会議」を毎月1回開催し、ニーズに応じたきめ細かな対応に努めた。</p> <p>(短期入所・日中一時支援事業利用実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th><th colspan="2">短期入所事業実績</th><th colspan="2">日中一時支援事業実績</th></tr> <tr> <th>総利用者数</th><th>総利用日数</th><th>総利用者数</th><th>総利用日数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度</td><td>106</td><td>849</td><td>59</td><td>111</td></tr> <tr> <td>平成23年度</td><td>126</td><td>1,263</td><td>94</td><td>173</td></tr> </tbody> </table> <p>エ 施設外の生活介護事業所「さんぽみち」の新規利用者を開拓するために、行政機関の担当窓口や社会福祉協議会等へ紹介リーフレットを配布するなどの取り組みに努めた。</p> <p>平成23年度末の登録者は83人、一日平均16.7人の利用があった。</p> <p>(平成22年度末 登録者 72人、一日平均16人)</p> <p>オ 診療収入の確保</p> <p>医学管理料、指導料の算定に向けての取組を継続して行い、診療収入の確保と診療報酬請求業務の適正化等に努めている。</p> <p>診療収入については、発達障害等の一般外来患者診療、友愛会利用者等の受診増により、新患が341人（精神科153人、友愛会（利用者及び職員95人）、内科等93人）増加し、診療収入も下記のとおり増加した。</p> <p>【平成23年度 135, 182千円 （平成22年度 120, 954千円）】</p> <p><診療所で取得している施設基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ・有床診療所入院基本料1（夜間緊急体制・複数医師配置・看護配置加算） ・運動器リハビリテーション料（II） ・脳血管疾患リハビリテーション料（III） ・電子化加算 ・入院時食事療養費（II） ・補綴物維持管理料 		短期入所事業実績		日中一時支援事業実績		総利用者数	総利用日数	総利用者数	総利用日数	平成22年度	106	849	59	111	平成23年度	126	1,263	94	173
	短期入所事業実績		日中一時支援事業実績																			
	総利用者数	総利用日数	総利用者数	総利用日数																		
平成22年度	106	849	59	111																		
平成23年度	126	1,263	94	173																		

		<p>カ 国や地方自治体、民間団体等の実施事業等を積極的に受託する。</p> <p>キ 大学、専門学校等の学生や、ホームヘルパー研修受講者等の実習を受け入れる。</p> <p>ク その他、研修参加費、出版物等について、社会一般情勢を踏まえ適切な額の負担を求める。</p>	<p>カ 国や群馬県の実施事業の受託</p> <p>(ア) 国からの補助 国(厚生労働省)の「社会福祉推進事業」の補助協議に応募し、補助採択を受け、「矯正施設を退所した福祉の支援を必要とする人の地域生活の自立に向けた福祉施設等における支援モデル及び研修プログラムに関する研究」を実施した。</p> <p>(イ) 群馬県からの受託</p> <ul style="list-style-type: none"> a 行動援護従業者養成研修実施事業の受託 行動障害のある知的障害者(児)等に対して、外出時及び外出の前後に必要な支援を行うために必要な知識・技術を有する行動援護従業者の養成を図ることを目的とした研修を受託した。 ・群馬県行動援護従業者養成研修実施事業 受講者 27人 b 知的障害者(児) ホームヘルパー養成基礎研修実施事業の受託 在宅介護に従事しているが、知的障害者(児)へのサービス提供の経験がないものに對し、サービス提供に関する基礎的な知識の研修を行うことにより、適切な知識を備えたヘルパーの確保及びサービスの質の向上を図ることを目的とした研修を受託した。 ・ホームヘルパー養成基礎研修実施事業 受講者 86人 <p>(ウ) 高崎市からの受託 相談支援や情報提供等の便宜を供与し、地域の障害のある人たちの地域生活を支援するため、高崎市相談支援事業を受託した。</p> <p>(エ) その他(他県市町村からの委託) 当法人で受け入れを行っている被災施設の利用者に対し、その利用者の援護の実施者である福島県内の4市5町1村と障害程度区分認定調査委託契約を締結し、36名の障害程度認定区分調査を実施した。</p> <p>キ 実習の受入 福祉系大学等の学生、ホームヘルパー研修受講者等の各種養成機関からの実習を受入れた。 実習の受入に当たっては、適切な負担を求めた。</p> <p>(各種養成機関からの実習受入実数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 别</th> <th>学校数</th> <th>人 数</th> <th>延べ日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉援助技術現場実習</td> <td>11</td> <td>26</td> <td>577</td> </tr> <tr> <td>保育実習</td> <td>42</td> <td>149</td> <td>1,788</td> </tr> <tr> <td>介護福祉実習</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>管理栄養士実習</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>専門学校臨地実習</td> <td>2</td> <td>76</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>群馬県受託養成研修実習</td> <td>1</td> <td>86</td> <td>86</td> </tr> <tr> <td>訪問介護員養成研修実習</td> <td>2</td> <td>91</td> <td>139</td> </tr> <tr> <td>早期体験実習(医師養成)</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>66</td> <td>445</td> <td>2,874</td> </tr> </tbody> </table> <p>ク 研修等については、資料代等を含め参加費の負担を求めた。また、法人の出版する書籍について有償で頒布した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>有償刊行物の名称</th> <th>配布単価</th> <th>頒布部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域移行を推進するための職員ハンドブック2011</td> <td>1,000円</td> <td>319</td> </tr> <tr> <td>障害者施設等で働くための摂食・嚥下の基礎知識</td> <td>600円</td> <td>211</td> </tr> <tr> <td>あきらめない支援</td> <td>1,000円</td> <td>681</td> </tr> <tr> <td>福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者等の地域生活支援に向けて(障害施設職員研修用テキスト)</td> <td>1,000円</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>216</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>1,552冊</td> </tr> </tbody> </table>	種 别	学校数	人 数	延べ日数	社会福祉援助技術現場実習	11	26	577	保育実習	42	149	1,788	介護福祉実習	1	3	60	管理栄養士実習	1	1	10	専門学校臨地実習	2	76	76	群馬県受託養成研修実習	1	86	86	訪問介護員養成研修実習	2	91	139	早期体験実習(医師養成)	2	7	83	その他	4	6	55	合 計	66	445	2,874	有償刊行物の名称	配布単価	頒布部数	地域移行を推進するための職員ハンドブック2011	1,000円	319	障害者施設等で働くための摂食・嚥下の基礎知識	600円	211	あきらめない支援	1,000円	681	福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者等の地域生活支援に向けて(障害施設職員研修用テキスト)	1,000円	125	その他		216	合 計		1,552冊
種 别	学校数	人 数	延べ日数																																																																	
社会福祉援助技術現場実習	11	26	577																																																																	
保育実習	42	149	1,788																																																																	
介護福祉実習	1	3	60																																																																	
管理栄養士実習	1	1	10																																																																	
専門学校臨地実習	2	76	76																																																																	
群馬県受託養成研修実習	1	86	86																																																																	
訪問介護員養成研修実習	2	91	139																																																																	
早期体験実習(医師養成)	2	7	83																																																																	
その他	4	6	55																																																																	
合 計	66	445	2,874																																																																	
有償刊行物の名称	配布単価	頒布部数																																																																		
地域移行を推進するための職員ハンドブック2011	1,000円	319																																																																		
障害者施設等で働くための摂食・嚥下の基礎知識	600円	211																																																																		
あきらめない支援	1,000円	681																																																																		
福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者等の地域生活支援に向けて(障害施設職員研修用テキスト)	1,000円	125																																																																		
その他		216																																																																		
合 計		1,552冊																																																																		

評価の視点等	自己評価	A	評価項目	評定
【評価項目3 業務運営の効率化に伴う経費節減】		<p>・運営費交付金（予算額）の節減について、第2期中期目標に定める23%以上の削減を達成するために、施設利用者が減少する中で平成23年度においても着実に経費削減等に取り組むとともに、運営費の確保を図るために、その他の事業収入の確保に努めた。</p>		
[数値目標] ・一般管理費及び事業費等の経費（運営費交付金を充当するもの（定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く））について、中期目標期間の最終年度（平成24年度）の額を、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）と比べて23%以上削減すること。		<p>[数値目標] ・平成23年度の運営費交付金（予算額（退職手当相当額を除く。））について、22年度と比較して約99百万円（△5.6%）を節減、19年度と比較して約669百万円（△28.7%）を節減した。</p> <p>（業務実績「(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減」P8～10参照）</p>		
[評価の視点] ・一般管理費及び事業費等の経費（運営費交付金を充当するもの（定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く））について、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）と比較して、どの程度節減が図られているか。		<p>[評価の視点] 実績：○ ・運営費交付金（予算額（退職手当を除く））については、第2期中期目標に定める23%以上の削減を達成するために、施設利用者が減少する中で着実に経費削減等に取り組むとともに、運営費の確保を図るために、その他の事業収入の確保に努め、19年度と比較して△28.7%（約6.7億円）を節減した。)</p> <p>（業務実績「①経費の削減」P8参照）</p>		
・事業収入の増加を図るための取組を行っているか。		<p>実績：○ ・事業収入としては、障害福祉サービス提供に係る公費収入は、入所者が減少しているため、平成22年度より減少しているものの、①支援が困難な者等の新規受入の継続、②発達障害等の一般外来患者診療等による診療収入の確保、③国や地方自治体の補助、委託事業を実施するなど、収入増を図るための努力を行った。</p> <p>（業務実績「②運営費交付金以外の収入の増」P9～10参照）</p>		
・事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。		<p>実績：○ ・コスト削減や効率化の観点から、各部所において点検した結果、冗費は発生していない。</p>		
・国民のニーズとされている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。		<p>実績：○ ・当法人が実施している事務・事業を点検した結果、いずれも知的障害者（児）のニーズに対応した事務・事業であった。なお、高崎市から受託している相談支援事業については、その受託費のみでは家賃、人件費の全部を賄うことが困難であるが、地域の障害者にとっては、なくてはならない事業であることから、23年度においても引き続き実施した。</p>		

中 期 目 標 (第2期)	中 期 計 画 (第2期)	平 成 2 3 年 度 計 画	平 成 2 3 年 度 の 業 務 の 実 績
<p>2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務運営を図ること。</p>	<p>2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 土地、建物等の資産について、資産の利用頻度、本来業務に支障のない範囲内での有効活用の可能性の観点から、利用方法等の検討を行う。併せて、老朽化等により不用となった建物の処分等を検討する。 (1) 施設利用者の状況を考慮した利用方法の検討 施設・設備等について、施設利用者の減少や能力・障害の状況等に合わせた見直しを図るなど、効率的かつ効果的な利用を図る。</p> <p>(2) 地域の社会資源・公共財としての活用 ① 診療所の機能の活用 診療所の機能を活用して、地域の知的障害者等に医療を提供する。</p> <p>② 福祉関係者等への活動の場としての活用 施設・設備等について、福祉関係者、ボランティア等の活動の場に提</p>	<p>2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 (1) 土地・建物等の資産の利用方法等の検討 ① 効率的かつ効果的な利用の検討 土地、建物等の資産について、資産の利用頻度、本来業務に支障のない範囲内での有効活用の可能性の観点から、法人事務局内にある「資産利用検討委員会」を必要に応じて随時開催する。 なお、検討にあたっては、外部有識者（不動産鑑定士等）の意見も必要に応じて聴取する。 ② 施設利用者の状況を考慮した利用方法の検討 施設利用者に対する支援の充実等を図るため、既存の施設・設備等について、施設利用者の障害等の状況に適確に対応した生活の場や日中活動の場、余暇時間を過ごす場等への有効活用を図る。</p> <p>(2) 地域の社会資源・公共財としての活用 ① 診療所の機能の活用 診療所の機能を活用して、地域の知的障害者等に医療を提供する。</p> <p>② 福祉関係者等への活動の場としての活用 ア 施設・設備等について、福祉関係者、ボランティア等の活動の場</p>	<p>2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 (1) 土地・建物等の資産の利用方法等の検討 ① 効率的かつ効果的な利用の検討 資産利用検討委員会を開催し、保有資産の管理・運用について外部委員より意見を聴取した。また、外部委員より旧管理棟跡地について、小石等を撤去し、使用可能な状態に整備して引き続き地域開放を行うよう提言を受けた。</p> <p>② 施設利用者の状況を考慮した利用方法の検討 ○ 空き寮を利用し、平成23年1月から、矯正施設等を退所した知的障害者への地域生活に向けての専門的な支援を提供するために、「自活訓練ホーム」（定員7人）を試行的に開設した。 さらに、平成23年4月より「自活訓練ホーム」の本格実施と当事業を所管する「社会生活支援課」を新設し、利用者の自立に向けた専門的な支援・運営を行った。</p> <p>○ 施設利用者の高齢化や障害の程度に合わせて活動内容が選択できるよう平成21年1月より設置した活動支援棟のサテライトの継続的な活用を図るとともに、重症化への対応として、介護浴槽の設置や浴槽及びトイレ改修等を行い、併せて危険箇所等に緩衝材を設置するなど環境の整備を図った。</p> <p>○ 東日本大震災で被災した福島第1原子力発電所の10キロ圏内にある被災施設の（社福）友愛会が、従来の事業を実施できるように、第4次寮再編成によって空き寮となった建物を含めた3棟について、平成23年4月から同法人利用者等の居住の場として提供している。</p> <p>○ （社福）友愛会が、日中活動サービスやグループホーム等として平成24年4月から利用できるよう、当法人の福利厚生施設（富士会館）の改修等を行った。 なお、当施設は、（社福）友愛会が福島県に戻ったあとは、大きな災害発生の際に地域の障害のある人たちの避難先となりうる多機能事業所として利用することを想定して、モデル的に整備した。</p> <p>○ （社福）友愛会が、平成24年4月から、グループホーム事業に活用できるよう当法人の独身寮の一部について、整備を行った。</p> <p>(2) 地域の社会資源・公共財としての活用 ① 診療所の機能の活用 ○ 診療所において、地域の知的障害者（児）及び家族等に対して外来診療を実施した。 (診療実績については、38～39頁を参照。) <地域の知的障害者等が利用できる診療科目> 内科、精神科、整形外科、皮膚科、歯科、臨床心理科、機能訓練科 特に、臨床心理科については、精神科と連携しており、精神科受診患者（平成23年度3,474人：対前年度6,88人増）の増加に伴い、利用数が大幅に増加した。ことばの遅れや発達上に問題がある利用者に対しては、ことばの学習訓練をはじめとする療育支援を行った。 また、外来患者の家族を対象とした家族心理教育のグループセッション（えすぽわ～る）を毎月2回実施した。</p> <p>○ 精神科外来や心理外来を利用する発達障害児等を対象に、医師、臨床心理士、学校教職員、施設職員、児童相談所職員等によるケースカンファレンスを随時実施し、情報を共有化することにより、地域全体での包括的な支援に取り組んだ。</p> <p>② 福祉関係者等への活動の場としての活用 ア 活動の場として提供 ○ 法人所有施設の一般開放について、広報活動を行っており、地元少年野球チームやボーリングカウト等の活動の場として提供した。</p>

供するなど、一層の利用促進を図る。

として提供する。

- カラオケや踊り等のボランティアに対して、活動の場として法人施設（文化センター）を提供した。
- 高崎市内の幼稚園・保育園児の野外活動として、牧場を開放した。
- 地元高等学校のマラソンコースや地域住民のウォーキングコースとして、遊歩道等を開放した。
- 東日本大震災被災施設の（福）友愛会の利用者に対して、プールの利用を提供した。
- 各施設の使用状況については、次の表のとおりである。

(施設の使用状況)

施設名	延べ利用人数	利用団体
体 育 館	9人	一般市民等
グラウンド	570人	少年野球チーム、ボーイスカウト、社会人野球チーム
テニスコート	691人	一般市民等
プール	40人	（福）友愛会（東日本大震災被災施設）
計	1,310人	

注) 体育館の利用人数が少ないのは、（社福）友愛会の受け入れのため空き寮（3ヶ所）の不用備品の倉庫として利用し、その開放を一時止めたため。

イ 施設・設備等について、福祉関係者の研修会等の場として提供する。

ウ 施設利用者と地域住民との交流を進め、障害者に対する地域住民の理解を高めるため、施設利用者と地域住民が参加するイベントを企画し実施する。

イ 研修会等の場としての提供
群馬県や関係団体等の要請を受け、研修会等の場として法人施設（文化センター）を提供了。

- ・群馬県知的障害者福祉協会初任者研修会 参加者数 159人
- ・群馬県行動援助從業者養成研修会（3日間） 参加者数 27人
- ・群馬県知的障害者（児）ホームヘルパー養成基礎研修（2回） 参加者数 86人

ウ 地域との交流

○ 平成23年6月15日、地域生活体験ホーム「くるん」において、入所利用者が制作した作品の展示即売会を開催し地域住民との交流を図るとともに、平成24年2月11日から12日に開催された地元「乗附公民館文化祭」にも利用者の作品を出展し地元住民にご覧した。

また、地元商店街の書店よりフリースペースの提供を受け、平成24年1月10日から1月28日の間、入所利用者が制作した作品を展示し、広く地域住民に公開した。
地域生活体験ホーム利用者及びケアホーム入居者については、地域で行われる廃品回収等の活動や納涼祭、運動会等の行事、公民館のサークル活動等に参加し、地域住民との交流を図った。

○ 平成23年4月23日に、当法人と地元町内会が共同で、（社福）友愛会の激励会を開催し、交流を図った。

○ 第9回のぞみふれあいフェスティバルを開催（平成23年10月16日）
フェスティバルでは、各種イベントの開催や地域住民を対象とした見学ツアー並びに福祉サービスや医療相談を行った。模擬店を利用し地域住民との交流も深めた。
・フェスティバル参加者 1,742人

○ 障害医療セミナーのテーマを昨年同様の「高齢者、知的障害者における摂食・嚥下リハビリテーション」とし、開催にあたり地域の関係者、関係機関に募集を行った。
平成24年1月23日 73人（地域の関係者、関係機関等22人）

○ 平成23年8月に「高校生のためのボランティア講座2011」を開催した。
8月2～3日の2日間 参加者数34人（群馬県高崎市内3校）

○ 平成23年9月に「大学生等のためのボランティア講座2011」を開催した。
9月21日 参加者数26人（群馬県高崎・前橋・大田市の3校）

○ 近隣の特別支援学校の生徒に対し現場体験利用の受け入れを行った。
参加者 23人（群馬県高崎市内3校）

評価の視点等	自己評価	A	評価項目	評定
【評価項目4 効率的かつ効果的な施設・整備の利用】		<p>・施設利用者に対する効率的なサービス提供の観点から、土地・建物及び施設・整備の有効活用について検討を行った。</p> <p>また、地域住民との交流をはじめ、ボランティア・福祉施設関係者に法人施設等を一般開放し、地域の社会資源・公共財としての役割を果たした。</p>		
[評価の視点] ・保有する建物等の資産について、適時・的確に利用方法等を検討し、有効活用に努めているか。(政・独委評価の視点事項と同様)		<p>[評価の視点] 実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産利用検討委員会を開催し、資産（土地・建物）の状況の再確認を行い、土地の有効活用に努めた。 <p>(業務実績「①効率的かつ効果的な利用の検討」P12参照)</p>		
・施設利用者の減少や能力・障害の状況等を踏まえ、施設・設備等の効率的かつ効果的な利用が図られているか。		<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者の高齢化や障害の程度に合わせて活動内容が選択できるよう平成21年1月より設置した活動支援棟のサテライトの継続的な活用を図るとともに、重症化への対応として、介護浴槽の設置や浴槽及びトイレ改修等を行い環境の整備を図った。 <p>また、第四次寮再編成によって空き寮となった建物を含めた3棟については、平成23年4月以降、東日本大震災による被災施設（社福）友愛会の受入に際して同施設利用者の「居住の場」として提供を行っている。</p> <p>(業務実績「②施設利用者の状況を考慮した利用方法の検討」P12参照)</p>		
・保有資産の活用について、監事の監査において適切にチェックを受けているか。		<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度において、監事からの指摘事項はなかった。 		
・施設・設備等について、福祉関係者やボランティアの利用など、地域の社会資源・公共財として、地域住民への積極的な施設開放が行われているか。		<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元行事としても定着した「のぞみふれあいフェスティバル（第9回）」では、約1,800人の地域住民、ボランティア等が参加し、好評を得ている。 <p>(業務実績「②福祉関係者等への活動の場としての活用」P12～13参照)</p>		
・地域の知的障害者等への医療が適切に提供されているか。		<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の知的障害者（児）及び家族等に対し、積極的に外来診療を実施した他、学校などと連携を図り、ケースカンファレンス等も随時実施することにより、地域全体での包括的な支援に取り組んだ。 <p>(業務実績「①診療所の機能の活用」P12参照)</p>		
・「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）で処分等することとされた資産についての処分等の取組状況が明らかにされているか。 その上で取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。 (政・独委評価の視点)		<p>実績：－</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人整理合理化計画」における資産についての処分等に関する指摘はされていない。 		

中 期 目 標 (第2期)	中 期 計 画 (第2期)	平 成 2 3 年 度 計 画	平 成 2 3 年 度 の 業 務 の 実 績
<p>3 合理化の推進 契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。</p> <p>① 「整理合理化計画」に基づき、国立のぞみの園において策定した「随意契約見直し計画」(平成19年1月)の取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。</p> <p>② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保される方法により実施すること。</p> <p>③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</p>	<p>3 合理化の推進 重度かつ高齢の知的障害者という施設利用者の特性を十分考慮しながら、契約は原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。</p> <p>① 「整理合理化計画」に基づき、国立のぞみの園において策定した「随意契約見直し計画」の取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保される方法により実施する。</p> <p>③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p>	<p>3 合理化の推進 (1) 「随意契約見直し計画」に基づく取組等</p> <p>① 「随意契約見直し計画」に基づく取組 平成23年度においても、「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に行い、契約の適正な実施を図るとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>② 競争性、透明性の確保 一般競争入札等のうち企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保される方法により実施する。</p> <p>(2) 入札・契約の適正な実施の確保 契約監視委員会による審議、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p> <p>(3) 外部委託の検討 平成23年度における新しい事業等の実施状況を見極めながら、外部委託の検討を行う。</p>	<p>3 合理化の推進 (1) 「随意契約見直し計画」に基づく取組等</p> <p>① 「随意契約見直し計画」に基づく取組 平成23年度においては、「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するため、入札案件について、全て一般競争入札等の競争性の高い契約方式で実施した。 なお、会計規程第33条の2に基づき、該当する契約(予定価格が100万円を超える契約)については、のぞみの園ホームページに掲載し、公表した。</p> <p>② 競争性、透明性の確保 ○ 「一者応札・一者応募に係る改善方策について」(平成21年7月24日付け)に基づき、競争性、透明性が確保できるよう努めた。</p> <p>○ 競争性のない契約(随意契約)については、34件中24件が毎月支払われる電気料金及び上下水道料金といった公共料金であり、この件数をカウントしなければ、競争性のない契約は10件、母数(契約総件数)は46件となり、競争性のある契約割合は78%となる。 競争性のある契約 36件 (51%) 競争性のない契約 34件 (49%) 計 70件 (100%)</p> <p>(2) 入札・契約の適正な実施の確保 監事監査・内部監査において、会計規程第31条、第32条及び第33条の規定に基づいた入札・契約が適正に実施されているか、関係書類等の内容のチェックを受けた。 その際、随意契約見直し計画の実施状況についてのチェックも受けたが、いずれも問題となる指摘はなかった。 また、平成23年度中(平成23年8月25日、12月22日)に当法人の契約監視委員会が開催され、契約実績及び予定の見直し・点検が行われたが、いずれも問題となる指摘はなかった。</p> <p>(3) 外部委託の検討 外部委託についての検討は行ったが、新たな外部委託業務はなかった。</p>
評 価 の 視 点 等	自己評価	A	評価項目 評 定
【評価項目5 合理化の推進】	・「随意契約見直し計画」に基づき、計画どおり見直しを進めた。		
[数値目標] ・随意契約見直し計画に基づき、競争性のある契約を60%以上とする。	[数値目標] ・競争性のない契約(随意契約)については、34件中24件が毎月支払われる電気料金及び上下水道料金といった公共料金であり、この件数をカウントしなければ、競争性のない契約は10件、母数(契約総件数)は46件となり、競争性のある契約割合は78%となる。 競争性のある契約 36件 (51%) 競争性のない契約 34件 (49%) 計 70件 (100%)		

<p>[評価の視点] ・「随意契約見直し計画」の実施状況はどうか。また、その状況について公表しているか。(政・独委評価の視点事項と同様)</p>	<p>[評価の視点] 実績：○ ・「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するため、入札案件について、全て一般競争入札等の競争性の高い契約方式で実施した。また、会計規程第33条の2に基づき、該当する契約については、のぞみの園ホームページに掲載し、公表した。 (業務実績「(1)「随意契約見直し計画」に基づく取組」P15参照)</p>	
<p>・一般競争入札等の実施状況はどうか。そのうち、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保させる方法により実施しているか。(政・独委評価の視点事項と同様)</p>	<p>実績：○ ・入札案件について、全て一般競争入札等の競争性の高い契約方式で実施した。また、「一者応札・一者応募に係る改善方策について」に基づき、競争性、透明性が確保できるよう努めた。 (業務実績「(2)「入札・契約の適正な実施の確保」P15参照)</p>	
<p>・入札・契約の実施状況について、監事及び会計監査人による徹底的なチェックを受けているか。(政・独委評価の視点事項と同様)</p>	<p>実績：○ ・監事監査において、会計規程第31条、第32条及び第33条の規定に基づいた入札・契約の実施状況についてチェックを受けたが、問題となる指摘はなかった。 また、監査法人による往査において、関係書類のチェックを受けたが、問題となる指摘はなかった。 (業務実績「(2)「入札・契約の適正な実施の確保」P15参照)</p>	
<p>・契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>	<p>実績：○ ・監事監査において、入札・契約が適正に実施されているか、関係書類等の内容のチェックを受けた後、契約監視委員会において、更に見直し・点検が行われた結果、問題となる指摘はなかった。 (業務実績「(2)「入札・契約の適正な実施の確保」P15参照)</p>	
<p>・法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。当該法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>	<p>該当なし</p>	
<p>・関連法人に対する出資、出えん、負担金等（以下「出資等」という。）について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>	<p>該当なし</p>	
<p>・契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか（その後のフォローアップを含む。）また、「随意契約等の見直し計画」が計画どおり進んでいるか。</p>	<p>実績：○ ・平成23年度は、平成23年8月25日、12月22日に当法人の契約監視委員会が開催され、見直し・点検が行われた結果、問題となる指摘はなかった。また、随意契約見直し計画に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等の競争性の高い契約方式を実施した。</p>	

中 期 目 標 (第2期)	中 期 計 画 (第2期)	平 成 2 3 年 度 計 画	平 成 2 3 年 度 の 業 務 の 実 績																																																																		
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 自立支援のための取組 (1) 重度知的障害者のモデル的な支援を行うことにより、施設利用者の地域への移行を積極的に推進し、施設利用者数について、独立行政法人移行時(平成15年10月)と比較して、3割縮減すること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標達成するためとるべき措置</p> <p>1 自立支援のための取組 重度知的障害者に対する先導的かつ総合的な支援の提供等を目的とする国立の施設であることを踏まえ、次の取組を行うことにより、重度かつ高齢の知的障害者の自立に向けたモデル的な支援の確立に努めるとともに、他の知的障害関係施設等に対し、これらの知的障害者に対する支援方法等のモデルを提供する。</p> <p>(1) 地域移行に向けた取組 中期目標に基づき、より多くの地域移行の実現に向けて、地域移行の取組を丁寧かつ細かく進める。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標達成するためとるべき措置</p> <p>1 自立支援のための取組</p> <p>(1) 地域移行に向けた取組 ① 施設利用者の地域移行のスピードアップ 施設利用者の地域移行の取組について、引き続き丁寧かつ細かく進めるとともに、より多くの地域移行の実現に向けて、効率的かつ効果的に取組み、平成23年度中に15～20人程度の地域移行を目指す。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標達成するためとるべき措置</p> <p>1 自立支援のための取組</p> <p>(1) 地域移行に向けた取組 ① 施設利用者の地域移行のスピードアップ ○ 地域移行の実績 地域移行への取組は、これまでどおり丁寧かつ細かく計画的に進めた。平成23年度においても、地域移行の推進に向けて、具体的かつ重点的に取組むため、平成18年度に設置した役職員から構成される「地域移行スピードアップチーム」における検討を継続し、実効性のある事業等を企画し実行した。なお、スピードアップチームの会議は4回開催した。</p> <p>○ 平成23年度においては、21人が地域移行のために退所し、23年度の目標値を達成した。(独立行政法人となった平成15年10月以降の合計は132人) 地域移行については、22人の移行先が決定していたが、うち1人については重篤な疾病により断念した。これにより結果的に21人となった。</p> <p>独立行政法人移行時 499人 → 314人(△185人) (※) 上記の地域移行の実績と差があるが、死亡等を含むため。</p> <p><平成23年度地域移行者の状況></p> <table border="1"> <tr> <td>性 别</td> <td>男 15人</td> <td>女 6人</td> </tr> <tr> <td>移行先都道府県</td> <td>1都1道7県</td> <td>北海道1人、栃木県4人、群馬県2人、埼玉県3人、東京都3人、千葉県4人、神奈川県1人、新潟県2人、島根県1人、</td> </tr> <tr> <td>年 齢</td> <td>平均56歳</td> <td>(20歳～70歳)</td> </tr> <tr> <td>在 籍 年 数</td> <td>平均32年7カ月</td> <td>(9ヶ月～40年6カ月)</td> </tr> </table> <p><地域移行の実績> (単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">第1期中期目標期間</th> <th colspan="4">第2期</th> <th>合 計</th> </tr> <tr> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>小 計</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>小 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>14</td> <td>19</td> <td>44</td> <td>24</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>21</td> <td>88</td> <td>132</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 本人・保護者の同意が得られ、現在関係自治体や事業所と調整中となっている者は、平成23年度末現在で、43人となっている。</p> <p><同意を得ている者の状況> (平成24年3月31日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受入れ事業所決定(施設・自治体の入所調整による待機)</td> <td>12</td> <td>9</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>受入れ事業所決定(ケアホーム待機中、在宅)</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>受入れ事業所を探している</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>24</td> <td>19</td> <td>43</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 過去の同意者で移行出来ていない者の累計</p> <p>○ 年々利用者の重度・高齢化が進み、住まいだけでなく日中活動の確保も難しくなる中で、平成23年度の地域移行者のうち、障害程度区分「5・6」の割合は約6割を占めた。</p>	性 别	男 15人	女 6人	移行先都道府県	1都1道7県	北海道1人、栃木県4人、群馬県2人、埼玉県3人、東京都3人、千葉県4人、神奈川県1人、新潟県2人、島根県1人、	年 齢	平均56歳	(20歳～70歳)	在 籍 年 数	平均32年7カ月	(9ヶ月～40年6カ月)	第1期中期目標期間						第2期				合 計	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	小 計	20年度	21年度	22年度	23年度	小 計	0	5	6	14	19	44	24	21	22	21	88	132	区 分	男	女	計	受入れ事業所決定(施設・自治体の入所調整による待機)	12	9	21	受入れ事業所決定(ケアホーム待機中、在宅)	6	4	10	受入れ事業所を探している	6	6	12	計	24	19	43
性 别	男 15人	女 6人																																																																			
移行先都道府県	1都1道7県	北海道1人、栃木県4人、群馬県2人、埼玉県3人、東京都3人、千葉県4人、神奈川県1人、新潟県2人、島根県1人、																																																																			
年 齢	平均56歳	(20歳～70歳)																																																																			
在 籍 年 数	平均32年7カ月	(9ヶ月～40年6カ月)																																																																			
第1期中期目標期間						第2期				合 計																																																											
15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	小 計	20年度	21年度	22年度	23年度	小 計																																																											
0	5	6	14	19	44	24	21	22	21	88	132																																																										
区 分	男	女	計																																																																		
受入れ事業所決定(施設・自治体の入所調整による待機)	12	9	21																																																																		
受入れ事業所決定(ケアホーム待機中、在宅)	6	4	10																																																																		
受入れ事業所を探している	6	6	12																																																																		
計	24	19	43																																																																		

				<地域移行した者についての障害程度区分の割合>																			
				第1期中期目標 人数	平成20年度 割合		平成21年度 人数	平成21年度 割合		平成22年度 人数	平成22年度 割合		平成23年度 人数	平成23年度 割合									
					人	%		人	%		人	%		人	%								
非該当	0人	0.0%	0人	0.0%	2人	9.5%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%									
区分1	1	2.3	0	0.0	0	0.0	1	4.8	1	4.5	2	9.5	0	0.0									
区分2	3	6.8	0	0.0	1	4.8	1	4.5	2	9.5	1	4.5	2	9.5									
区分3	9	20.5	6	25.0	2	9.5	1	4.5	2	9.5	1	4.5	2	9.5									
区分4	10	22.7	9	37.5	3	14.3	5	22.7	4	19.1	5	22.7	4	19.1									
区分5	11	25.0	5	20.8	9	42.9	10	45.6	8	38.1	10	45.6	8	38.1									
区分6	10	22.7	4	16.7	4	19.0	5	22.7	5	23.8	5	22.7	5	23.8									
合計	44人	100.0%	24人	100.0%	21人	100.0%	22人	100.0%	21人	100.0%	21人	100.0%	21人	100.0%									
評価の視点等		自己評価	S		評価項目	評定																	
【評価項目⑥ 施設利用者の地域移行のスピードアップ】		<p>・地域移行の実現に向けて、丁寧かつきめ細かい取り組みを継続した。本人及び保護者の同意を得る取り組みとして、保護者懇談会等での説明やDVDの制作及び活用、疎遠者への訪問等、効果的と思われる手法を継続的に行い、取り組み内容の更なる充実を図った。</p> <p>また、年々地域移行を進めていく中で、残っている利用者については重度・高齢化が進み、移行先についてもそれに合わせた住環境等の整備が求められる。日中活動についても、重度者に対応できる生活介護事業所の整備が進まない中、在宅者を優先する地域も多い。更に、介護保険との制度的な整合性を求められることも多くなっている。このように年々困難に成っていく状況の中、年度目標15～20人を上回り、21人の地域移行を達成した。</p>																					
[数値目標]		<p>・重度知的障害者のモデル的支援を行うことにより、施設利用者の地域への移行を積極的に推進し、施設利用者数について、独立行政法人移行時（平成15年10月）と比較して、3割縮減すること。</p>																					
[評価の視点]		<p>・施設利用者の地域移行の取組について、引き続き丁寧かつきめ細かく進めるとともに、より多くの地域移行の実現に向けて、効率的かつ効果的に取組み、平成21年度中に15～20人程度の地域移行を目指す。</p>																					
[評価の視点]		<p>・施設利用者数について、独立行政法人移行時と比較して3割を縮減する目標に対する進捗状況はどうか。</p>																					

中 期 目 標 (第2期)	中 期 計 画 (第2期)	平 成 2 3 年 度 計 画	平 成 2 3 年 度 の 業 務 の 実 績																																																														
	<p>① 実施計画の作成と実践</p> <p>厚生労働省、関係地方自治体及び事業所等の協力のもと、施設利用者一人ひとりについて、次により地域移行に取り組むこととする。</p> <p>ア 本人及び保護者等家族への説明と同意の確保</p> <p>イ 地域移行に向けた個別支援計画に基づく生活・日中活動に関する個別支援の提供や、地域生活体験の実施</p>	<p>② 地域移行の段階的支援(プロセス)の実践</p> <p>ア 本人及び保護者の同意を得るための取組</p> <p>次の取組みを行うことにより、平成23年度中に25人程度の保護者の同意を得る。</p> <p>a 移行先を具体的かつ丁寧に説明することにより、具体的な地域生活のイメージを持たせ、安心感を与える。</p> <p>b 来園の機会が少ない等のために地域移行に関する説明を受けることが少ない家族に対して、家庭訪問を行うなど、理解と同意を求める取組を継続する。</p> <p>c 地域移行に向けた具体的な個別支援計画を作成する。</p> <p>d 移行前に地域生活体験ホームにおいて地域生活体験を経験させることにより、不安感を解消する。</p>	<p>② 地域移行の段階的支援(プロセス)の実践</p> <p>ア 本人及び保護者の同意を得るための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者総会や各寮毎に行われる保護者懇談会及び保護者の面会のための来園の機会を利用して、地域移行の取組みの状況等の説明を行った。 <p>地域移行に関する説明の際には、具体的に地域での生活を理解していただくため、既に地域移行した者の生活の様子を撮影し、編集したDVDを活用した。</p> <p>さらに、今年度も地域移行して5年経過した者の、現在の暮らしを紹介するDVD「地域移行あれから5年」を新たに制作し、移行後の暮らしぶりについて理解と安心を得られるよう活用した。</p> <p>地域移行した者を紹介する「のぞみの園地域移行通信」を年間6回作成し、保護者全員に配布した。</p> <p>さらに、少しでも地域移行に関心を示した家族に対しては、地域移行先となる出身地周辺等の事業所等具体的な社会資源を紹介し、周辺の福祉環境が大きく改善されていることについての理解を求めた。</p> <p><平成23年度保護者懇談会実施状況></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>実施寮</th><th>参加家族</th><th>出席者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別支援課</td><td>9</td><td>117</td><td>174</td></tr> <tr> <td>自立支援課</td><td>7</td><td>71</td><td>112</td></tr> <tr> <td>地域生活体験ホーム</td><td>1</td><td>4</td><td>7</td></tr> <tr> <td>計</td><td>17</td><td>192</td><td>293</td></tr> </tbody> </table> <p>○ 平成23年4月、生活支援部寮長会にて、今年度も昨年に引き続き、来園機会が少ない等のため地域移行に関する説明を受けることが少ない家族等に対しての取組みについて周知した。</p> <p>この取組みは、面会等の来園することが難しい家族に対して、家庭訪問等を行い、地域移行に関しての説明を行うものである。</p> <p>平成23年度は、生活支援部と地域支援部との連携強化を図り、生活寮と家族等の連絡状況を基に、33家族を対象者として家庭訪問等の取組みを行った。</p> <p>これらの取り組みの結果、平成23年度においては、25人の保護者から新たに地域移行の同意を得ることができ、目標値を達成した。</p> <p><来園機会が少ない33家族等への取組み結果></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th><th>連絡済</th><th>訪問済</th><th>訪問調整中</th><th>来園済</th><th>来園調整中</th><th>来園訪問困難</th><th>移行同意</th><th>うち、地域移行者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>33</td><td>33</td><td>7</td><td>4</td><td>8</td><td>1</td><td>13</td><td>9</td><td>5</td></tr> </tbody> </table> <p><地域移行の同意を得られた人数の推移></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>新たな同意者数</th><th>同意者数の累計</th><th>地域移行者数 累計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15～19年度</td><td>66人</td><td>66人</td><td>44人</td></tr> <tr> <td>平成20年度</td><td>29人 (4人)</td><td>95人 (4人)</td><td>68人</td></tr> <tr> <td>平成21年度</td><td>32人 (2人)</td><td>127人 (6人)</td><td>89人</td></tr> <tr> <td>平成22年度</td><td>33人 (3人)</td><td>160人 (9人)</td><td>111人</td></tr> <tr> <td>平成23年度</td><td>25人 (1人)</td><td>185人 (10人)</td><td>132人</td></tr> </tbody> </table> <p>※（ ）数字は、同意を得られた者で、疾病や死亡等で地域移行を断念した者の、うち数である。</p> <p>○ 長期地域生活体験利用者の個別支援計画</p> <p>長期地域生活体験利用者の個別支援計画の作成にあたっては、地域生活への移行を目標に、洗濯・買い物等のIADL（手段的日常生活動作）を中心にアセスメントを行い、地域で暮らすためのより具体的な支援計画を作成した。</p> <p>○ 宿泊体験、地域生活体験等の実施</p> <p>地域生活への移行が円滑に行えるよう、施設利用者の状況に応じて地域生活体験ホームにおける宿泊体験を実施した。</p> <p>具体的な地域移行の準備の第1段階として、設備・職員体制の整った地域生活体験ホームにおいて短期間の宿泊体験を行い、第2・第3段階では地域生活体験ホームを長期間利</p>		実施寮	参加家族	出席者数	特別支援課	9	117	174	自立支援課	7	71	112	地域生活体験ホーム	1	4	7	計	17	192	293	対象	連絡済	訪問済	訪問調整中	来園済	来園調整中	来園訪問困難	移行同意	うち、地域移行者	33	33	7	4	8	1	13	9	5		新たな同意者数	同意者数の累計	地域移行者数 累計	平成15～19年度	66人	66人	44人	平成20年度	29人 (4人)	95人 (4人)	68人	平成21年度	32人 (2人)	127人 (6人)	89人	平成22年度	33人 (3人)	160人 (9人)	111人	平成23年度	25人 (1人)	185人 (10人)	132人
	実施寮	参加家族	出席者数																																																														
特別支援課	9	117	174																																																														
自立支援課	7	71	112																																																														
地域生活体験ホーム	1	4	7																																																														
計	17	192	293																																																														
対象	連絡済	訪問済	訪問調整中	来園済	来園調整中	来園訪問困難	移行同意	うち、地域移行者																																																									
33	33	7	4	8	1	13	9	5																																																									
	新たな同意者数	同意者数の累計	地域移行者数 累計																																																														
平成15～19年度	66人	66人	44人																																																														
平成20年度	29人 (4人)	95人 (4人)	68人																																																														
平成21年度	32人 (2人)	127人 (6人)	89人																																																														
平成22年度	33人 (3人)	160人 (9人)	111人																																																														
平成23年度	25人 (1人)	185人 (10人)	132人																																																														

用するなど段階的に実施した。
 また、重介護や医療的配慮を必要とする生活寮の入所利用者についても、受入れ体制の整った地域生活体験ホームにおいて、宿泊体験を実施した。
 なお、保護者の同意がとれた者に対しては、積極的に事業所の見学や現地での宿泊体験を実施した。

<地域生活体験ホームでの段階的実施体制について>

	種 別	場 所	場 所	勤務体制
第1段階	宿泊体験	地域生活体験ホーム「くるん」	施設外法人所有	夜勤体制
第2段階	地域生活体験	地域生活体験ホーム「あおぞら」	施設内職員宿舎	宿直体制
第3段階	地域生活体験	地域生活体験ホーム「ひじり」	施設外一般住宅	宿直体制

(※1)宿泊体験

・地域生活体験ホーム「くるん」(バリアフリー)において、施設利用者の状況に合わせて短期(1泊～1カ月未満)の宿泊体験を行った。また、身体介護が必要な者について、地域生活を体験するために必要な支援体制を検証することを目的に、当該体験ホームにおいて、重介護型の宿泊体験も実施した。

<平成23年度宿泊体験の実施状況>

体 験 方 法	実 人 数	延 べ 人 数	延 べ 日 数
一般型宿泊体験	47人	65人	456日
重介護型宿泊体験	6人	12人	41日
計	53人	77人	497日

(※1) 地域生活体験

・施設利用者に対して、地域での生活に近い生活環境での地域生活体験を実施した。

地域生活体験ホーム「あおぞら」 5人
 「ひじり」 4人
 「くるん」 4人

年度末実人員 13人(年間実人数21人)

※「くるん」では、車いすを利用し、食事、排泄等常時身体介護を必要とする者も利用している。

<移行予定先での見学・宿泊体験等の実施状況>

実施体験	平成22年度				平成23年度			
	1道1都16県				1道1都9県			
予定先	1回	2回	3回	4回	1回	2回	3回	5回
	24人	5人	—	2人	21人	6人	1人	1人
見 学	1回				1回			
	10人	2人	—	—	11人	2人	—	—
宿泊体験	2回				2回			
	10人	2人	—	—	11人	8人	—	—

<平成23年度地域移行した21人への見学・宿泊体験等の取り組み状況>

利用者	性別	見学回数	宿泊体験	利用者	性別	見学回数	宿泊体験
1	女	1	2回(19日)	12	男	1	—
2	男	1	1回(6日)	13	男	1	—
3	女	3	1回(6日)	14	男	2	—
4	男	1	—	15	男	2	2回(26日)
5	男	1	1回(7日)	16	男	5	1回(5日)
6	女	1	2回(14日)	17	男	7	2回(10日)
7	男	2	1回(3日)	18	男	1	1回(7日)
8	女	1	2回(14日)	19	男	2	2回(12日)
9	女	1	2回(13日)	20	男	1	2回(12日)
10	男	2	1回(8日)	21	男	1	3回(27日)
11	男	1	1回(9日)	—	—	—	—

※宿泊体験括弧内は延べ日数

※事業所見学については、必ず地域移行課職員による事前調査を行っている。

※保護者については、原則として事前見学を行うこととしており、また、宿泊体験時にも見学し、本人の生活の様子の確認を実施している。

評価の視点等	自己評価	S	評価項目	評定	
【評価項目7 本人及び保護者の同意を得るための取組】					
[数値目標] ・平成21年度中に25人程度の保護者の同意を得る。	<p>・各生活寮での保護者懇談会や、保護者の面会のための来園の機会を利用して、地域移行に関する説明を行った。しかし、来園の機会がある家族のほとんどは、既に地域移行について一定の理解はあるが、移行には反対している為、より個別的な対応が必要となってきており、可能性が少しでもあると思われる家族に対しては、特に出身地周辺の社会資源等を紹介し、地域移行の具体的なイメージ作りに努めた。また、保護者全員に対しては、「地域移行通信」を年6回定期的に配布し、地域移行の状況に触れる機会を増やした。地域生活体験ホームでの宿泊体験が可能な利用者については、その際の様子等を詳細に伝えて、施設外でも暮らすことの安心感を持つて頂き、本人の「町の中で暮らしたい」意向を伝えられるよう工夫した。更に、移行予定先の見学・体験利用等により地域生活での自信と安心感を抱いていただいた。これらのきめ細かい対応を行った結果、25人の保護者から新たに同意を得て、目標を達成することができた。</p>				
[評価の視点] ・施設利用者の地域移行に向けて、施設利用者本人及び保護者等に対して、どのように取り組んでいるか。 ① 施設利用者及び保護者等への説明と同意の確保に関して、どのように取り組んでいるか。 ② 施設利用者に対する生活・日中活動支援や、地域生活体験の実施状況はどうか。	<p>[数値目標] ・重度・高齢化が進むにつれ利用者の地域移行も難しくなっており、保護者からの同意も得にくい状況にある中、各生活寮での保護者懇談会及び面会時を利用した個別対応や来園の機会が少ない保護者を対象とした家庭訪問及び面会依頼を行い、丁寧に地域移行の説明を行った結果、今年度の目標としていた25人の保護者から新たに地域移行の同意を得ることができた。</p> <p>(業務実績「②地域移行の段階的なプロセスの実践」P19~20参照)</p> <p>[評価の視点] 実績：○</p> <p><①について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各生活寮での保護者懇談会や、保護者の面会のための来園の機会を利用して、地域移行に関する説明を行った。特に地域移行先となる出身地周辺の事業所等社会資源等を紹介し、地域移行の具体的なイメージづくりに努めた。更に、保護者全員に対し、「地域移行通信」を年6回定期的に配布し、地域移行していく利用者の様子や移行後の暮らし等の情報に触れる機会を増やした。 また、今年度も新たに地域で生活を始めて5年間を経過した方の暮らしぶりを紹介するDVDを作成し、移行後も幸せに暮らしている様子を見ていただくことで、地域生活が順調に進められていること、また移行後ものぞみの園が関わっていることについての理解が得られた。 ・一昨年、昨年に引き続き、来園機会の少ない保護者33人を対象に面会の依頼や家庭訪問等を行い、利用者の近況を伝えると共に、出身地周辺の社会資源等の福祉サービスが、入所した当時より向上している状況を伝えるなど、地域移行についての理解を求める取組みを積極的に行った。 <p><②について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期地域生活体験を行う施設利用者の個別支援計画の作成にあたっては、地域生活への移行を目標に、洗濯・買い物等のIADL（手段的日常生活動作）を中心に行い、地域で暮らすためのより具体的な支援計画を作成した。 ・地域生活への移行が円滑に行えるよう、施設利用者の状況に応じて地域生活体験ホームにおける宿泊体験を実施した。 <p>第1段階として、設備・職員体制の整った地域生活体験ホームにおいて短期間の宿泊体験を実施し、その後、第2・第3段階と施設内外の地域生活体験ホームを長期間利用するなど段階的に実施した。さらに、重介護や医療的配慮を必要とする利用者6人に対して、宿泊体験を行うことにより、本人の自信に繋がるよう努めた。</p> <p>(業務実績「②地域移行の段階的なプロセスの実践」P19~20参照)</p>				

中 期 目 標 (第2期)	中 期 計 画 (第2期)	平 成 2 3 年 度 計 画	平 成 2 3 年 度 の 業 務 の 実 績																																																			
	<p>ウ 厚生労働省、関係地方自治体、事業所等の協力による移行先の確保</p> <p>エ 移行後の生活について、移行先の協力により本人、保護者が安心・信頼できる環境を整備</p>	<p>イ 地域移行の環境整備に向けた移行先の確保</p> <p>a 出身都道府県・市町村や地域のキーパーソンからの紹介等を受け移行先事業所を開拓する。</p> <p>平成23年度においては、東京都、神奈川県、埼玉県、さいたま市、静岡県、島根県に対して、重点的に地域移行への協力を依頼する。</p> <p>b 高齢知的障害者・自閉症及び自閉的傾向を伴う者の受皿としてのケアホームの拡充を検討する。</p>	<p>イ 移行先の確保</p> <p>(ア) 国・地方自治体への協力要請 (平成23年度実績) 平成23年度の重点都道府県として、1都4県1市(東京都、埼玉県、神奈川県、静岡県、島根県、さいたま市)に対して重点的に協力を要請した。</p> <p>○ 全国障害保健福祉関係主管課長会議 (平成23年2月22日開催) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部から、国立のぞみの園の地域移行の取組への理解と協力を要請した。 同日、対象となる1都4県1市に対して個別に移行先の確保について協力を要請した。</p> <p><結果></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象利用者数</th> <th rowspan="2">重点対象者数</th> <th colspan="2">地域移行者数</th> <th rowspan="2">移行先決定 (待機)</th> </tr> <tr> <th>ケアホーム</th> <th>施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>142人</td> <td>19人</td> <td>4人</td> <td>4人</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 地域移行を予定している施設利用者の出身都道府県、市区町村に対して、随時・個別に地域移行に向けた具体的な調整を行った。</p> <p><協力要請の状況></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都道府県</th> <th>3県</th> <th>3回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市区町村</td> <td>30市6区3町1村</td> <td>228回</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>231回</td> </tr> </tbody> </table> <p>【平成24年度に向けての取組】 平成24年度の重点都道府県として、1都3県(東京都、石川県、栃木県、神奈川県)に対して重点的に協力を要請する。</p> <p>○ 全国障害保健福祉関係主管課長会議 (平成24年2月20日開催) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部から、国立のぞみの園の地域移行の取組への理解と協力を要請した。 同日、対象となる1都3県に対して、個別に移行先の確保について協力を要請した。</p> <p>(イ) 地域のキーパーソンとなる福祉関係者からの紹介で、9都道府県24事業所が新たな協力事業所として確保することができた。 東京都内の施設8カ所に直接訪問し、地域移行についての協力要請を行った結果、地域移行者と待機者各1人の成果につながった。</p> <p>(ウ) 地域移行の受け皿としてのケアホームの拡充計画 群馬県出身者等を対象として、「おおいし」、「やちよ」、「さくら」の3か所のケアホームの運営を行った。「やちよ」については、アパートを使用し行っていることから、入居利用者の障害程度区分の変更により、平成24年4月1日施行の改正消防法の適用(スプリンクラー設置・緊急通報装置等)を受けると使用が困難となるため、年度内に高齢・重度対応の新規ケアホーム建設を計画し、開設に向けて取り組んだが、東日本大震災の影響で建築資材調達が予定通り行えず、年度内に竣工することが出来なかった。 なお、ケアホームに入居した重度高齢者の日中活動については、ケアホームの近隣に平成21年度に設置した生活介護事業所「さんぽみち」を活用している。また、移動支援、行動援護、同行援護、介護保険の通所介護を活用し活動の範囲拡大も図った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ケアホーム</th> <th>定員</th> <th>現員</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>平均障害程度区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>おおいし</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>4.8</td> </tr> <tr> <td>やちよ</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>4.2</td> </tr> <tr> <td>さくら</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>17</td> <td>17</td> <td>7</td> <td>10</td> <td>4.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 移行者に対する地域生活定着支援</p> <p>(ア) 移行前の健康診断の実施 移行前の健康診断を診療所において実施した。併せて、移行先においても継続した医療支援が必要な場合に備えて、すべての移行者に診療情報提供書を交付した。これについては、利用者の高齢化により、医療情報が安心した地域での生活に不可欠であることから、地域移行3ヶ月前からのカンファレンスの段階から準備し、的確に支援が引き継げるよう取り組んだ。</p>	対象利用者数	重点対象者数	地域移行者数		移行先決定 (待機)	ケアホーム	施設	142人	19人	4人	4人	1人	都道府県	3県	3回	市区町村	30市6区3町1村	228回	計		231回	ケアホーム	定員	現員	男	女	平均障害程度区分	おおいし	8	8	2	6	4.8	やちよ	5	5	3	2	4.2	さくら	4	4	2	2	5.0	計	17	17	7	10	4.7
対象利用者数	重点対象者数	地域移行者数				移行先決定 (待機)																																																
		ケアホーム	施設																																																			
142人	19人	4人	4人	1人																																																		
都道府県	3県	3回																																																				
市区町村	30市6区3町1村	228回																																																				
計		231回																																																				
ケアホーム	定員	現員	男	女	平均障害程度区分																																																	
おおいし	8	8	2	6	4.8																																																	
やちよ	5	5	3	2	4.2																																																	
さくら	4	4	2	2	5.0																																																	
計	17	17	7	10	4.7																																																	
	<p>ウ 移行者に対する地域生活の定着支援</p> <p>a 移行前の健康診断を実施する。</p> <p>b 移行先事業所と連携して地域生活の定着を図るためのフォローアップを徹底して行うほか、</p>																																																					

		<p>高崎市に所在するケアホーム等への移行者に対しては、地域生活支援センターによる支援を行う。</p>	<p>(イ) 地域移行者のフォローアップ <input type="radio"/> 地域移行者のフォローアップとして、地域移行した者を対象として、①移行先事業所等へ訪問し、本人と面接、②電話等の連絡により、生活の状況を確認した。</p> <p>○ 今後の地域移行を進めるための参考とするため、移行先事業所等と本人を対象としたアンケート調査を実施した。(14事業所等、19人) また、移行後5年間経過した人、病気等で状況が変わった人、住所が変わった人についても再びアンケートを実施した。(10事業所、12人)</p> <p><フォローアップの状況></p> <table border="1"> <tr><td>地域移行した者(退所者数)</td><td>108人</td></tr> <tr><td>移行自治体数(都道府県)</td><td>32</td></tr> <tr><td>男女別</td><td>男61 女47</td></tr> </table> <p>*フォローアップ対象者数は地域移行者132人のうち、平成22年度までに死亡した5人、のぞみの園運営ケアホーム入居者15人、再入所1人、24年3月31日退所した3人を除く、108人とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>回数</th><th>人数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>2~4</td><td>0</td></tr> <tr><td>5~9</td><td>3</td></tr> <tr><td>10~</td><td>105</td></tr> <tr><td>計</td><td>108人</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr><th>方法</th><th>延べ回数(延べ人数)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>来所</td><td>34回(10人)</td></tr> <tr><td>訪問</td><td>116(43人)</td></tr> <tr><td>手紙</td><td>1(1人)</td></tr> <tr><td>電話</td><td>676(101人)</td></tr> <tr><td>計</td><td>827回(155人)</td></tr> </tbody> </table>	地域移行した者(退所者数)	108人	移行自治体数(都道府県)	32	男女別	男61 女47	回数	人数	2~4	0	5~9	3	10~	105	計	108人	方法	延べ回数(延べ人数)	来所	34回(10人)	訪問	116(43人)	手紙	1(1人)	電話	676(101人)	計	827回(155人)	<p>② 地域移行モデルの情報提供 これまで蓄積された地域移行の実績等を踏まえ、他の知的障害関係施設等に対して、重度かつ高齢の知的障害者の地域移行に向けた支援モデルの情報提供を行う。</p>	<p>③ 地域移行モデルの情報提供 平成22年度に作成した本人及び保護者に対する同意を得る取組や、行政・事業所等との調整など、地域移行にきめ細かく丁寧に対応した事例を取りまとめた重度・高齢知的障害者の地域移行プロセスへの支援指針を頒布して、他の知的障害者施設等に対して情報提供を行う。</p>	<p>③ 地域移行モデルの作成 平成23年3月、本人及び保護者に対する同意を得る取組や、行政・事業所等との調整及び事例を取りまとめた重度・高齢知的障害者の地域移行プロセスへの支援指針「地域移行を推進するための職員ハンドブック」を作成し、今年度1147冊頒布(うち有償頒布319冊)した。</p>
地域移行した者(退所者数)	108人																																	
移行自治体数(都道府県)	32																																	
男女別	男61 女47																																	
回数	人数																																	
2~4	0																																	
5~9	3																																	
10~	105																																	
計	108人																																	
方法	延べ回数(延べ人数)																																	
来所	34回(10人)																																	
訪問	116(43人)																																	
手紙	1(1人)																																	
電話	676(101人)																																	
計	827回(155人)																																	
評価の視点等	自己評価	A	評価項目	評定																														
【評価項目8 移行先の確保、移行者に対する地域生活の定着支援】	<p>・地域移行先を確保するため、平成23年度については重点都道府県として1都4県1市の自治体に協力要請を行い、移行先の事業所を開拓した結果、8人の地域移行が実現した。 また、各地域のキーパーソンとなる福祉関係者からの紹介で24カ所の協力事業所が得られた。 更に今年度は移行が特に困難な東京都について、23区外の事業所8カ所に対して、直接訪問し協力依頼を行い、1名の地域移行につながった。ケアホームの重度・高齢な入居者の生き甲斐のある日中活動の場を確保するため、ケアホームの近隣に平成21年度に立ち上げた生活介護事業所の毎日の支援メニューを拡大し、さらに、移動支援、行動援護、同行援護、介護保険の通所介護を利用することで、地域生活定着支援に積極的に取り組んだ。 また、地域移行者へのフォローアップを行う一方、事業所・本人へのアンケートを実施して、個々の支援に対する協力体制を強化した。</p>																																	
[評価の視点] ・施設利用者の地域移行の実現のため、地域移行先の自治体や施設・事業所等との協力・調整について、どのように取り組んでいるか。 ① 地域移行先を確保するための取組はどのように行っているか。 ② 移行後の生活について、移行先の協力を得て、本人及び保護者等が安心・信頼できる環境を整備しているか。	<p>[評価の視点] 実績: ○ <①について> ・厚生労働省や関係団体が開催する全国規模の会議において、地域移行に関する資料等を提供し、協力を求める要請を行った。平成23年3月に作成した、「地域移行を推進するための職員ハンドブック」を頒布することで、のぞみの園の地域移行の方針等を都道府県や関係事業所の理解してもらい、協力・調整をさらに進めた。</p>																																	

		<p><②について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の受入先となる関係自治体や施設・事業所と連携を密にして、地域移行を予定する者に最も適した個別支援計画を作成した。例えば、のぞみの園が運営するケアホームでは、近隣の生活介護事業所の利用の他に、介護保険を活用したディサービスの利用、地域での障害福祉サービスの移動支援・行動援護・同行援護等を利用して、地域生活での充実を図った。また、地域移行後のフォローアップとして、地域移行した者の移行後の様子の聞き取りや本人からの相談等、地域移行後のアフターケアに努めた。 ・利用者の高齢化により、医療情報は安心した地域での生活に不可欠であり、地域移行3ヶ月前からのカンファレンスの段階から準備し的確に支援が引き継げるよう取り組んだ。 <p>(業務実績「ウ移行者に対する地域生活の定着支援」P22~23参照)</p>							
中 期 目 標 (第2期)	中 期 計 画 (第2期)	平 成 2 3 年 度 計 画	平 成 2 3 年 度 の 業 務 の 実 績						
(2) 重度知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を行うことにより、サービスモデル等を構築し、他の知的障害関係施設等への普及に取り組むこと。	(2) 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の自立した生活が可能となるようなサービスモデル等を構築するとともに、他の知的障害関係施設等に対して情報提供を行う。	<p>(2) 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援</p> <p>① 福祉と医療の連携によるサービス提供 行動障害及び高齢者や医療的配慮を有するなど著しく支援が困難な者に対して、自立した生活が可能となるよう、診療所機能を有効に活用し福祉と医療の連携による効果的なサービスを提供する。</p> <p>② 地域生活を見通した支援の提供 自閉症や行動障害を有する者の地域生活を想定した効率的かつ段階的な支援を図るため、施設外での生活体験を検討する。</p> <p>③ 新規受入の継続 平成20年度から開始した行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の有期限の受入れを継続するとともに、平成21度より受け入れを開始した精神科病院に社会的入院をする知的障害者についても引き続き受入れを継続し、施設入所支援や自立訓練等の日中活動支援を提供する。</p> <p>④ 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者に対して、出身地の福祉サービスと連携して地域での安定した自立生活に向けて、有期限の受入を継続し、自活訓練ホーム（定員7人）等において自立に向けた支援を提供し、対象者の地域移行の状況を踏まえ、2年間以内の地域移行を目指す。</p>	<p>(2) 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援</p> <p>① 福祉と医療の連携によるサービス提供 自閉症及び行動障害を有した利用者への支援は、特別支援グループの各寮で実施しており、支援に際しては、診療所の精神科医師、臨床心理士等と連携して、自閉症の行動特性や行動障害が生じる背景・対応について検討を行うなど、効果的なサービス提供に努めた。 なお、平成23年4月30日、これまでの特別支援グループにおける取り組みを取りまとめ、『あきらめない支援』と題して自閉症等への実践的な事例集を刊行した。 他方、医療的配慮グループにおける支援に際しては、診療所との日常的な連携の下に医療サービスを提供しているところであり、平成22年度よりあかしあ寮に看護師を夜間配置することによって24時間切れ間のない医療的な支援を提供している。</p> <p>② 地域生活を見通した支援の提供 自閉症や行動障害を有する者の地域での暮らしを想定し、施設外にある地域生活体験ホームを積極的に活用し地域での宿泊体験を重ねることで、必要とされる環境や支援スキルの検討を行った。</p> <p>③ 新規受入の継続 ○ 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者及び精神科病院に入退院を繰り返す知的障害者の2人の受入れを行い、特別支援グループあじさい・かわせみ寮での支援を開始した。 また、21年度に受入した精神科病院に社会的入院をしていた者への福祉と医療の連携による支援を継続して行った結果、行動等の著しい改善が認められた。（平成24年5月31日退所） ○ 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者の受け入れについては、20年度の2人に引き続き、21年度は3人、22年度は4人、23年度は1人の延べ10人を受け入れた。 これらの対象者に対して、社会生活への適応と速やかな地域生活への移行を図るために、計画的かつ効果的に施設入所支援、就労移行支援、自立訓練を提供し、23年度には、3人が地域生活へ移行した。これを含め、現在まで延べ8人が地域での暮らしを送っている。</p> <p>④ 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援 ア 担当職員の養成と研修 平成22年4月1日から、「矯正施設等を退所した知的障害者支援プロジェクトチーム」を設置（職員9人を兼務で任命）し、平成23年度中にプロジェクト会議を6回開催したほか、他団体等の主催する研修会（6ヶ所）に職員を参加させた。 平成22年度から委嘱している専門家（参事：社会生活支援担当）の指導の下、同プロジェクトチームの支援技術向上のための研究・検討を行った。 なお、刑務所等での知的障害者の状況を調査するため、次の施設を視察した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">刑務所・少年院</td> <td style="width: 50%;">関東医療少年院（東京都府中市）</td> <td style="width: 50%;">H23.7.12</td> </tr> <tr> <td>児童自立支援施設</td> <td>国立武藏野学院（埼玉県さいたま市）</td> <td>H23.11.16</td> </tr> </table>	刑務所・少年院	関東医療少年院（東京都府中市）	H23.7.12	児童自立支援施設	国立武藏野学院（埼玉県さいたま市）	H23.11.16
刑務所・少年院	関東医療少年院（東京都府中市）	H23.7.12							
児童自立支援施設	国立武藏野学院（埼玉県さいたま市）	H23.11.16							

イ 受け入れと支援の実践
 (ア) 入所の決定と合同支援会議

福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者の受け入れについては、平成23年度1人の受け入れを行い、平成20年度以降延べ10人の受け入れを行った。なお、平成23年度移行者の1人については、移行先での定着に支障をきたしたため、緊急的に短期入所を使った再受け入れを行い、自活訓練ホームでの支援を行った。受け入れについては、群馬県地域生活定着センターの依頼に基づき、矯正施設等7ヶ所へ出向き、9人にに対する面接・調査を行った。その結果、対象者は矯正施設を退所後の帰住先がなく、所持金もわずかな状況であり、このままの状態では犯罪に結びつくおとも予想された。そのため、今後福祉の支援に繋げることより、再犯を防ぎ、地域での生活が可能であると判断をしたものうち、特に緊急性のあるもの1人の入所を決定した。5人については、法務上の手続き等諸事情により、次年度の入所対象者として検討した。また、3人については精神的疾患等により治療を優先すべきものとして入所の対象外とした。これと並行して、地域生活定着支援センターが主催する合同支援会議に参加し、矯正施設・保護観察所・援護の実施者（市町村）との協議の上、本人（矯正施設入所中）の同意のもと必要な福祉サービスの受給手続きと地域生活移行を目指とした当面の個別支援計画を作成した。

(イ) 支援の実践

- 平成23年1月より試行的に開設した「自活訓練ホーム」（定員7人）を本格実施するため、同年4月から当事業を所管する「社会生活支援課」を新設し、利用者の自立に向けての専門的な支援・運営を行った。
支援に当たっては基本方針となる「基本方針（職員向け）」「ガイドブック（利用者向け）」を作成・精査し支援方法の確立を目指した。
- 就労を目指し、日中活動として就労移行支援のサービスを提供した。
第1段階 体力強化・職業適性検査・就労意欲の高揚
第2段階 職場見学・実習
第3段階 トライアル雇用
- 就労経験もなく、生活訓練及び生活状態の確認が必要であると判断した者に対しては、自立訓練（生活訓練）事業で受け入れた。

〈支援実績〉

(性別)	障害程度区分	罪名	出身地	退所矯正施設	移行後の生活			
					入所期間	場所	生活の場	就労等
A (男)	非該当	性犯罪	県外	県外少年院	10ヵ月	県外	通勤寮	一般就労
B (男)	非該当	窃盗（累犯）	県外	県外刑務所	11ヵ月	県内	アパート	一般就労
C (男) ※	4	窃盗（累犯）	県内	県内刑務所	23ヵ月	県内	通勤寮	作業所
D (男)	2	窃盗（累犯）	県外	県内刑務所	7ヵ月	県外	C・H	就労継続B
E (男)	3	窃盗（累犯）	県外	県内刑務所	11ヵ月	県外	C・H	就労継続B
F (男)	3	窃盗（累犯）	県内	県外刑務所		県内	C・H (予定)	就労継続B (予定)
G (男)	2	窃盗（累犯）	県外	県内刑務所	7ヵ月	県外	在宅	定職には就いていない
H (男) ※	2	窃盗（累犯）	県内	県内刑務所	9ヵ月	県内	C・H	一般就労
I (男) ※	2	窃盗	県外	県外少年院	13ヵ月	県外	C・H	就労継続B
j (男)	2	傷害	県内	県外少年院		県内	C・H (予定)	就労継続B (予定)

※C・H・Iは、平成23年度退所

(ウ) 地域移行後の支援会議の開催と参加

- のぞみの園を退所して、単独でアパートで地域生活を始めた人に対して、支援チームを編成し、（市町村・社会福祉協議会・地域生活定着支援センター・障害者就業・生活支援

		<p>センター・ハローワーク・雇用主及び本人) 定期的に支援会議を開催し、支援内容を協議し、実行している。(平成23年度1回開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 出身県に戻り地域生活を送っている人に対しても、当該援護の実施者(市町村)・事業所・地域生活定着支援センターが主催する支援会議に参加して、支援内容を検討し地域生活の定着を目指している。(平成23年度1回参加) <p>ウ 福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者等の地域生活支援を行う施設職員(指導的立場)研修に関する研究検討及び、研修、セミナーの実施</p> <p>(ア) 平成23年度厚生労働省社会福祉推進事業(補助事業)として、平成22年度開発した「研修プログラム」を基にした障害福祉施設職員を対象とした研修会を開催するに当たり、より効果的な研修内容となるよう矯正施設を退所した知的障害者等の地域移行支援を先駆的に取り組んでいる障害福祉施設・地域定着支援センター等で実際に支援に携わっている職員、またアドバイザーとして厚生労働省及び法務省の行政担当者に参加いただき検討を行った。(研究検討委員会 4回開催)</p> <p>(イ) 検討結果を基に、矯正施設を退所した知的障害者等の地域生活支援を行う施設職員(指導的立場)研修を開催した。 ・「福祉のサービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援を行う施設職員(指導的立場)研修会 平成23年1月7日~9日(前橋市:群馬県社会福祉総合センター) 受講者:69人(修了者64人うち、司法関係者9人)</p> <p>(ウ) 法務・福祉関係者間の共通の課題として認識を高めるとともに、地域生活の重要性の共通化、並びに支援技術の向上と連携のあり方を探るためのセミナーを開催し、法務・福祉関係者が出席した。 『国立のぞみの園福祉セミナー2012』 福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援に向けて~Part4 平成24年2月9日~10日(高崎市:高崎シティーギャラリー・コアホール) 受講者:276人(うち、司法関係者44人)</p> <p>(3) 高齢知的障害者への自立支援の取り組み</p> <p>① 高齢知的障害者への自立支援の取り組みとして、居住形態や日中の過ごし方等、今後に求められる支援の方向性等について検討する。 なお、検討に当たっては、外部から専門家等を招聘し、支援職員等を交えた検討の場を設置する。</p> <p>② 平成21年度より開始した入所利用者の高齢化に対応した日中活動や自立に向けた効果的な支援方法について引き続き検討を行う。 なお、検討にあたっては、外部の専門家を招聘し、専門的な指導助言を受ける。</p> <p>③ 認知症と疑われる高齢知的障害者への適切な支援のあり方を引き続き検討する。</p> <p>④ 高齢知的障害者への効果的な支援を提供するため、園内外において多様な研修等の機会を設け、専門性の向上を図る。</p> <p>(3) 高齢知的障害者への自立支援の取り組み</p> <p>① 平成22年度「厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会」報告書への厚生労働省の対応策を受け、外部有識者を招聘して「高齢知的障害者支援の在り方検討委員会」を設置し、のぞみの園の支援の点検と今後の支援の方向性について検討を行い、平成24年3月27日付で厚生労働省に報告を行った。 なお、支援の実際の場面においては、高齢者支援に関して高い知見と経験を有する専門家を、平成22年度に引き続き招聘し、高齢者支援グループを中心に支援の姿勢や環境、支援技術等に関する指導及び助言を受けた。 また、高齢者事例検討プロジェクトチームを設置し、高齢者事例検討会議を毎月開催し、事例について検証するとともに専門家の指導助言を受けることにより専門性の向上に努めた。さらに、高齢者排尿管理プロジェクトチームを設置し、できる限りおむつに頼らない排泄支援のあり方について検討を行った。</p> <p>② 高齢者グループの援助実践について、専門家の指導助言を受け日中活動の効果的な支援方法のひとつとして、施設外にある地域生活体験ホームの設備を活用し、地域で過ごす活動を提供了。</p> <p>③ 認知症支援研究班による会議を定期に開催し、5事例について生活記録等の経年的な精査を行うことにより、認知症罹患前後の行動の変化等を踏まえた適切な支援のあり方について検討し、検討結果を職員研修会のテーマのひとつに取り上げ職員へ周知を図った。</p> <p>④ 県内外の特別養護老人ホーム及び小規模多機能居宅介護事業所等での実務研修への派遣を積極的に実施し、その内容について園内報告会を実施するとともに高齢者支援の専門家による職員研修会を開催した。</p>
--	--	--

		<p>⑤ 高齢者の重介護化に伴い、利用者への介護サービスを充実させるため、ニーズに応じた設備改修を実施する。</p> <p>(4) 効率的・効果的支援を提供するための実施体制の検討</p> <p>① 入所利用者の高齢化に対応した効果的かつ効率的なサービス提供の観点から、寮編成等の支援体制のあり方を検討する。</p> <p>② 日中活動支援の充実とサービス提供体制の見直し 日中活動の充実及びサービス提供体制の有り様については、入所利用者の高齢化の現状とニーズを把握し、求められるサービスメニューの充実と支援体制の見直しを検討する。</p> <p>③ 就労移行支援事業及び就労継続支援B型事業の充実に取り組む。 特に矯正施設等を退所した知的障害者に対しては、本人の希望、適性に応じ早期の就労につながるよう支援の充実を図る。</p>	<p>⑤ 高齢者支援グループの重度化に対応するため、新たにもぐれん寮及びなでしこ寮の閑地に双方から使用可能な介護浴室を設置した。従来の浴室と併せ、ニーズに応じた多様な入浴サービスの提供を行っている。また、居住空間や室内環境を見直し、ゆったりとくつろぐスペースの提供等の高齢化に相応した環境の改善を行った。 また、屋外においては、車椅子の移動を考慮して避難場所のスロープの整備等一層のバリアフリー化を推進した。</p> <p>(4) 効率的・効果的支援を提供するための実施体制の検討</p> <p>① 寮編成等支援体制のあり方を検討 施設利用者の高齢化や重度化が顕著となり、個々の利用者の心身状況に配慮したサービス提供と地域移行等による施設利用者の減少を踏まえ、平成23年4月1日、第四次寮再編を実施し、新たな支援体制の下での利用者支援を開始した。1ヶ寮を閉寮し、17ヶ寮から16ヶ寮体制とした。 また、第四次寮再編成後における入所利用者の状況やニーズの精査を行うとともに、第五次寮再編成検討委員会を設置し、高齢化に対応した効果的かつ効率的なサービス提供の観点から平成24年4月1日実施予定の第五次寮再編成に向けた準備を進めた。</p> <p>② 日中活動支援の充実とサービス提供体制の見直し 日中活動検討委員会を設置し、入所利用者の現状とニーズを精査し高齢化に相応した日中活動について、メニューの充実とサービス提供体制の検討を行った。また、昨年度から継続している介護予防体操プロジェクトチームでは、重度の知的障害においても楽しみながら身体を動かし機能維持を図るメニューを実践し定着を図り、理学療法士による関節可動域等の評価を添えた報告書の取りまとめに向けた準備を行った。</p> <p>③ 就労移行支援事業及び就労継続支援B型事業の充実を図るため、平成23年9月より、専門家を招聘し、毎月2日間、一般就労に向けた効果的な支援方法や事業の拡大等について指導、助言を受けた。一般就労を目指した支援の取組みとして、多職種での実習が年間を通して積めるよう、新規に企業等8か所の実習受入先や職場体験の場を確保することが出来た。工賃の増額、作業種の拡大等については委員会を設置し、平成24年度より実施出来るよう、進めた。 施設内外での作業や職場見学、実習等に取り組んだ結果、年度内に一般企業に就労した利用者は3人であった。内1人は、矯正施設を退所した知的障害者であり、群馬県産業技術専門校と連携し、職業訓練生として企業実習を2か月間実施し、一般就労に結びつけることが出来た。</p>		
評価の視点等	自己評価	S	評価項目	評定	
【評価項目9 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援】		<p>・自閉症及び行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援については、診療所の精神科医師、臨床心理士等と連携して、特別支援グループあじさい・かわせみ寮において適切な支援を継続した。 また、高齢者支援については、専門家の助言・指導を引き続き得て、支援技術等の向上を図るとともに、特別養護老人ホームへの実務研修を実施するなど、認知症や高齢者支援の有り様の検討を進めた。 一方、平成20年度から取り組んでいる「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援事業」の実施体制としてプロジェクトチームを設け、社会生活担当参事の指導を受け、支援技術等の向上に向けて取り組んだ。その結果、平成23年度1人の受入れを行い、3人が地域生活へ移行することができた。当初、入所後2年以内の地域移行を想定した中で、平均在所期間は14か月となり、短い期間での移行を実現するなど順調に推移した。平成23年度までの受入れ数は、延べ10人となり、現在まで、延べ8人が地域での暮らしを送っている。また、平成23年1月から試行的に開設した「自活訓練ホーム」を本格実施するため、同年4月から当事業を所管する「社会生活支援課」を新たに設置し、利用者の自立に向けての専門的な支援・運営を行った。</p>			

<p>・重度・高齢の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援のあり方を検討し、能力・障害の状況等に合わせた効果的な施設入所支援、日中活動支援の提供を行っているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部有識者を招聘して「高齢知的障害者支援の在り方検討委員会」を設置し、のぞみの園の支援の点検と今後の支援の方向性について検討を行った。 <p>施設入所利用者の状態に合わせた施設入所支援を提供することを目的に、高齢化等による疾病や身体状況等個々の利用者のニーズに応じた日中活動について、メニューの充実とサービス提供体制の検討を行った。</p> <p>なお、高齢化等に対する取組として、高齢者支援グループを中心とした支援を提供しているところであり、支援の有り様の検討に関しては、法人内に高齢者事例検討プロジェクトチーム、高齢者排尿管理プロジェクトチームを設置するとともに、県内外の特別養護老人ホーム等への実務研修を実施し、支援者の専門性の向上に努めた。</p> <p>また、支援にあたっては、高齢者支援に経験と知見を有する専門家を平成22年度に引き続いて招聘し、支援の実際場面及び高齢者事例検討会議において指導や助言を受けた。</p> <p>(業務実績「(3) 高齢知的障害者への自立支援の取り組み」(4) 効率的・効果的支援を提供するための実施体制の検討P26～27参照)</p>	
<p>・行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援に関して、どのように取り組んでいるか。</p>	<p>実績:○</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規に2人の者を受入れるとともに、21年度に受入れた精神科病院に社会的入院をしていた者への支援に関しては、生活環境や行動特性等に配慮した支援の上、精神科医師との綿密な連携により行動等に著しい改善が認められた。(平成24年5月31日退所) <p>(業務実績「(2) 行動障害を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援」P24～26参照)</p>	
<p>・全国の知的障害関係施設等の参考となるよう、重度の知的障害者に対する地域移行を図るための支援モデルや、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対するサービスモデルの構築に向けて、どのように取り組んでいるか。また、他の知的障害関係施設等への情報提供については、どのように取り組んでいるか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年4月、これまでの特別支援グループにおける取組をまとめた『あきらめない支援』と題して自閉症等への実践的な事例集を刊行した。 <p>(業務実績「(2) 行動障害を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援」P24～26参照)</p>	

中 期 目 標 (第2期)	中 期 計 画 (第2期)	平 成 23 年 度 計 画	平 成 23 年 度 の 業 務 の 実 績
<p>2 調査・研究</p> <p>(1) 重度知的障害者の地域移行、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の支援方法等について、各年度において具体的なテーマ等を設定し調査・研究を行うこと。</p> <p>なお、テーマ等の設定に当たっては、障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものであって、かつ、その成果が知的障害関係施設等で活用されるなど実効性のあるものとなるよう努めること。</p> <p>また、調査・研究の内容に応じて、関係機関等と連携・協力により実施すること。</p>	<p>2 調査・研究</p> <p>(1) 調査・研究のテーマ等の設定</p> <p>調査・研究のテーマ等の設定に当たっては、重度知的障害者の地域移行プロセスの確立に関すること、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の支援方法等に関すること、及び知的障害者の健康管理、医療と福祉の連携に関すること等、障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものとなるようにし、その成果が知的障害関係施設等で活用されるなど実効性のあるものとなるように、各年度ごとに厚生労働省の意見等を踏まえて設定する。</p>	<p>2 調査・研究</p> <p>(1) 調査・研究のテーマ</p> <p>① 重度あるいは行動障害のある知的障害者の在宅生活を支える仕組みに関する調査・研究</p> <p>② 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域生活移行に関する調査・研究</p> <p>③ 重度・高齢の知的障害者に対する地域移行のプロセスの確立に関する調査・研究（5年計画の4年次目）</p> <p>④ 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する効果的な支援に関する調査・研究（3年計画の3年次目）</p> <p>⑤ 高齢知的障害者の健康管理と医療・介護に関する調査・研究</p> <p>⑥ 知的障害者施設における社会福祉士実習プログラム開発に関する研究</p>	<p>2 調査・研究</p> <p>(1) 調査・研究のテーマ</p> <p>中期計画に掲げられている調査・研究のテーマ等の設定方針に従い、本年度は、「重度あるいは行動障害のある知的障害者の在宅支援を支える仕組みに関する調査・研究」と「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域生活移行に関する調査・研究」に関して、外部委員を含めた研究検討委員会で議論し、障害福祉サービス従事者向けの新しい研修プログラムの開発を行った。その他、知的障害者が入所施設からグループホーム・ケアホームへの移行の実態、高齢知的障害者の認知症判定尺度の作成に関する研究など、合計12の研究を実施した。</p> <p>① 重度あるいは行動障害のある知的障害者の在宅生活を支える仕組みに関する調査・研究</p> <p>本研究では、行動援護サービスが創設されてから6年が経過した現時点の利用実態を明らかにし、行動援護が果たしている役割について考察した。結果は、行動援護には、大きく3つのタイプの利用者像があることがわかった。そのうち、家族が実質的に福祉サービスの調整を行なっているタイプでは、行動障害の程度は重度であっても、高度な専門性や信頼出来る支援者が存在しないと、サービス利用に結びつかない場合があることが分かった。又、行動障害のある人が在宅で長期間生活するための要件は、「安定した日中活動」「家庭内の物理的構造化」「確固としたスケジュール」「ひとりで過ごせる活動」「移動手段と体制」の5つに整理ができた。</p> <p>② 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域生活移行に関する調査・研究</p> <p>本研究の目的は、知的障害者入所施設において、矯正施設等を退所した知的障害者の地域生活移行支援の実態と、矯正施設等を退所した知的障害者を積極的に受け入れを行なっている施設の支援実態と支援課題を明らかにすることである。前者については、地域生活移行支援の経験がある施設を抽出し、電話調査を実施した。施設から地域生活移行をしていた人は、単身生活もしくは同一法人のグループホーム等に移行しており、移行までの期間は概ね1年程度であった。又、多くが一般就労しており、罪歴と障害に理解がある雇用主や支援に熱心な保護司等の協力的な支援者の出会いが移行の鍵となっていた。矯正施設等を退所した人を積極的に受け入れている施設は、措置の時代よりすでに受け入れ経験があり、1)比較的重度の利用者の多い入所施設プログラムとの適性、2)再犯の可能性、3)受け入れ施設の責任の範囲の3点の問題意識を持っていた。</p> <p>③ 重度・高齢の知的障害者に対する地域移行のプロセスの確立に関する調査・研究</p> <p>本研究では、知的障害者入所施設を持つ社会福祉法人のグループホーム・ケアホームへの移行の実態を明らかにするため、1,222の社会福祉法人を対象に郵送による質問紙調査を実施した。その結果、我が国における地域移行は、入所施設と同一法人が運営するグループホーム・ケアホームへの移行が大多数を占めていることがわかった。又、地域移行の取り組みが行われていない法人は、入所施設を中心に小規模の事業を展開している法人であり、一方、地域移行に積極的な法人は、知的障害者の地域生活を支える様々な事業を展開していた。</p> <p>④ 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する効果的な支援に関する調査・研究</p> <p>行動障害等により著しく支援が困難な者に対する精神科病院の入院治療の実態を調べる探索的調査を実施した。1府2県の8相談支援事業所にアンケート調査を実施し、どのような症状や社会的な支援環境のもとで入院に至ったか、その入院期間と入退院時における地域の福祉サービス機関との連携状況について、事例を通して探索的に調査した。入院の目的は、1)極端なこだわりから生活立て直し、2)家族のレスパイト、3)本人の地域生活疲れ、4)パニック緊急対応が多く、多くは入院前に相談支援事業所と医療機関との間でカンファレンスを開催していた。精神科病院の入院治療期間は短く、退院後の生活を見越して、入院前より医療・福祉の連携が持たれていた。一方、半年以上入院しているケースもある程度の数存在しており、治療抵抗性とともに、退院後の生活環境整備の困難さが明らかなケースも存在した。</p> <p>⑤ 高齢知的障害者の健康管理と医療・介護に関する調査・研究</p> <p>本研究は、のぞみの園利用者のうち既に亡くなった利用者の医療と支援記録をまとめることで、知的障害者の加齢に伴う疾病と介護の状況を明らかにすることを目的とした。診療記録、ケース記録、受診記録、カンファレンス資料から、本人のADLの変化、既往歴に関する情報を収集し、集計・分析を行った。結果は、24種に分類した疾病的種別で集計すると、1人あたり平均7.7種類の疾病にかかっていることがわかった。また、歩行や座位保持の困難等の理由で重介護が必要となる時期は、死亡までの短期間である事例が多かった。</p> <p>⑥ 知的障害者施設における社会福祉士実習プログラム開発に関する研究</p> <p>当法人では、平成19年の社会福祉士及び介護福祉士法の改定に伴い、社会福祉士実習の方を検討し、実習プログラムの開発を行ってきた。平成24年度より、実習において社会福祉士実習指導者の配置が必須となり、受け入れ施設の数の減少が推測される。今後、特定の施設</p>

	<p>(2) 調査・研究の実施体制等</p> <p>① 方針・内容の協議</p> <p>各年度において行う調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について、外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会議」において協</p>	<p>⑦ その他当法人に必要な研究</p>	<p>により多くの実習生が配属される可能性があることから、のぞみの園がこれまでに実習生を受入れてきた14の社会福祉士養成校に対し、過去3年間の実績を調査し、問題点の整理を行った。</p> <p>⑦ その他当法人に必要な研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 知的障害者用認知症判別尺度日本語版(DSQIID)の信頼性・妥当性の検証 本研究は、知的障害者用認知症判別尺度(DSQIID)の感度と特異度を検証することである。1)医師に認知症と診断されている知的障害者21人の臨床群、2)医師に非認知症と診断されている60歳以上の知的障害者12人の群、3)40歳以下で強度行動障害がある知的障害者6人の群の3群に分け、検証を行った。結果、感度について、歩行可能な認知症の人については比較的高いが、既に歩行不能な人については検出されなかった。一方、特異度に関しては、良好な結果が得られた。 ○ 高齢知的障害者の地域での日中活動について 生活介護事業「さんぽみち」における実践を通して、地域で生活する高齢知的障害者の日中活動のあり方について考察する。利用スタイルは、1)毎日通所している人、2)本体施設の生活介護と併用している人、3)介護保険サービスの通所介護と併用している人の3通りがあった。それぞれ、利用後の変化として、積極的に活動に参加し、講師とコミュニケーションをとるようになった等のポジティブな変化がうかがえた。 ○ 認知症のある知的障害者への支援 認知症罹患者5人を対象に事例研究を行った。入所者の生活記録を認知症罹患前後のみならず、入所当時からの本人のADL状況、日中活動の様子、余暇の様子、性格、疾病などを調べた。また、入所者本人をよく知る職員へインタビューも行った。その結果、5人の認知症罹患による変化はそれぞれであり、脳血管性の疾患により突然認知症の症状が現れる人もいれば、脳萎縮が確認されてから数年経って認知症状態が現れる人もいた。又、定期健診が認知症罹患の発見のきっかけになっていた人もいた。有効だった支援・工夫としては、周囲の環境の変化の影響を最小限に留める配慮として、居室の場所、部屋の模様や雰囲気等に気を配ることが効果的であった。 ○ 発達障害をもつ子どもの家族を対象としたグループによる家族心理教育の実践 本研究では、発達障害をもつ子どもの家族心理教育グループセッションにおいて、話題となったテーマ、参加した親へのアンケートや精神健康度の評価結果を分析するものである。グループセッションは、精神科医ならびに臨床心理士がリーダー・コリーダーを担当し、半期毎に8人前後のグループを構成し、月1回2時間実施された。結果として、親から出される話題は、児童期の親と思春期の親では相違していた。すべての家族は、セッションに肯定的に参加していた。一方、参加当初家族の精神健康度は比較的低い状況であった。これらから、発達障害をもつ子どもの親へのグループによる心理教育の場が、親の孤立感の軽減、自己効力感の向上、親の問題解決の方法や手段を見出すためのスキルの向上に効果があったと考えられる。 ○ 高齢知的障害者におけるクエン酸ネブライザーによる咳テストの有効性の検討 不顕性誤嚥のスクリーニング検査としては咳テストが有効とされているが、知的障害者に対して検討された例はほとんどないため、前年度に引き続き、症例数を増やして検証した。60歳以上の男女30人（男13人、女17人）に対し、咳テスト、嚥下造影検査、嚥下評価のそれぞれを試行した。その結果、誤嚥は認められなくても摂食・嚥下グレードにおいてLv7～9であり、誤嚥のリスクは高いと考えられた。また、高齢重度知的障害者における咳反射が誘発されにくい要因として、基礎疾患、抗痙攣薬、向精神薬の長期服薬による影響が考えられた。 ○ 知的障害者における反芻習慣に関する検討 本研究では、前年度に引き続き、反芻習慣と関連する要因（診断、認知行動特性など）について明らかにするため、その実態調査を行った。特に、今年度は、食環境によるストレスなどとの関連性、反芻を予測する因子の検討を行った。4施設の知的障害者（児）の調査結果から、部屋の状況（大部屋もしくは個室）、テーブル配置などの食環境については、反芻群と非反芻群で有意な差を認めなかった。反芻を予測する因子として、低い知能指数（IQ）、自閉症診断、口臭、慢性咳込み、有意言語なし、の5因子が有意に選択された。 <p>(2) 調査・研究の実施体制</p> <p>① 方針・内容の協議</p> <p>外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会議」を平成23年度に2回開催し、調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について</p>
--	--	-----------------------	--

	<p>議を行う。</p> <p>② 業務の計画的・効率的な実施 調査・研究業務について、計画的かつ効率的に進めるため、国立のぞみの園研究会議の下に「調査・研究調整会議」を引き続き設置し、具体的な実施体制の検討や関係各部所との連携・調整、進捗状況の把握並びに調査・研究の成果の検証等を行う。</p> <p>③ 外部の研究者等との連携・協力 調査・研究の内容に応じて、外部の研究者・関係機関等と連携・協力して実施することが効果的な場合には、適切な連携・協力体制の確保に努めることとする。</p>	<p>協議等を行う。</p> <p>② 業務の計画的・効率的な実施 ア 計画的かつ効率的に調査・研究を実施するため、国立のぞみの園研究会議の下に設置する「調査・研究調整会議」を定期的に開催し、国立のぞみの園研究会議における決定事項を踏まえ、具体的な実施体制の検討や関係各部所との連携・調整、進捗状況の把握並びに調査・研究の成果の検証等を行う。</p> <p>イ 調査研究における個人情報保護ならびに倫理面に関して、外部委員を交えた「倫理審査委員会」を開催し、研究内容の審査を行う。</p> <p>③ 外部の研究者等との連携・協力 調査・研究の内容に応じて、外部の研究者や関係機関、関係団体等との連携・協力により実施することが効果的な場合には、適切な連携・協力体制を確保する。 また、人材活用の観点から、調査・研究の内容に応じて、全国の知的障害関係施設等の職員の参加を募って実施することも検討する。</p>	<p>する指導・助言を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立のぞみの園研究会議開催状況 平成23年度 第1回(第6回) 平成23年6月23日開催 第2回(第7回) 平成24年3月29日開催 <p>② 業務の計画的・効率的な実施 ア 調査・研究調整会議の開催 国立のぞみの園研究会議の決定事項を踏まえ、平成23年度は合計4回の調査・研究調整会議を実施し、研究毎に各部と連携協力し、研究の実施体制の整備を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査・研究調整会議の開催状況 第1回 平成23年6月16日開催 「調査研究計画、学会発表予定、研究検討委員会の委員構成について」 第2回 平成23年10月27日開催 「社会福祉推進事業の実施計画、研究の進捗状況について」 第3回 平成24年2月2日開催 「実践研究の結果発表、研究の進捗状況について」 第4回 平成24年3月21日開催 「研究結果の概要報告、平成24年度研究テーマについて」 <p>イ のぞみの園調査研究倫理審査委員会 調査研究における個人情報保護ならびに倫理面に関して、外部の有識者による審査委員3人と内部委員3人により構成される倫理審査委員会を設置し、平成23年度は1回開催した。 ・のぞみの園調査研究倫理審査委員会の開催状況 第1回 平成23年7月29日開催 平成23年度12件の研究について審議</p> <p>③ 外部の研究者等との連携・協力 ○ 平成23年度は「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域生活移行に関する調査・研究」に関して5人の外部研究協力者を交えた研究検討委員会を設置し、計画的に調査・研究を行った。又、検討委員会には、オブザーバーとして厚生労働省社会・援護局、法務省矯正局ならびに保護局からの参加を得た。 「重度あるいは行動障害のある知的障害者の在宅支援を支える仕組みに関する調査・研究」に関しては、全国の障害福祉サービス事業従事者の参加を募り、13人の外部委員を交えて研究検討委員会を開催し、調査・研究を進めた。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="padding: 5px;">外部協力研究者 (18人)</td> <td style="padding: 5px;">大学関係者2、知的障害者入所施設関係者3、定着支援センター1、障害者居宅サービス事業所8、その他障害福祉サービス事業関係者4</td> </tr> </table> <p>○ 障害者総合福祉推進事業として、埼玉県障害者相談支援専門員協会が宮城県と連携して実施した「東日本大震災における被災地へ向けた派遣相談員の活動と災害時における支援活動の在り方に関する研究」に、研究員2名が企画段階から参画し、被災地への相談支援専門員の定期的な派遣の実態と支援活動内容、さらにその効果についての実地調査を行う等、積極的に協力した。</p>	外部協力研究者 (18人)	大学関係者2、知的障害者入所施設関係者3、定着支援センター1、障害者居宅サービス事業所8、その他障害福祉サービス事業関係者4
外部協力研究者 (18人)	大学関係者2、知的障害者入所施設関係者3、定着支援センター1、障害者居宅サービス事業所8、その他障害福祉サービス事業関係者4				
評価の視点等	自己評価	A	評価項目	評定	
【評価項目10 調査・研究のテーマ、実施体制等】	<p>・調査・研究のテーマに関しては、のぞみの園研究会議や調査・研究調整会議において、その内容に関する審議・評価を行った。今年度は、「重度あるいは行動障害のある知的障害者の在宅支援を支える仕組みに関する調査・研究」と「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域生活移行に関する調査・研究」の結果から、障害福祉サービス従業者向けの新しい研修プログラムを2つ作成した。その他、知的障害者が入所施設からグループホーム・ケアホームへの移行の実態、高齢知的障害者の認知症判定尺度の作成に関する研究など、合計12の実践的な研究を実施した。各研究テーマについて、その成果を紀要にまとめ、関係者に配布している。</p>				
[数値目標] ・外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会議」を平成21年度に2回開催し、調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について協議等を行う。	<p>[数値目標] ・「国立のぞみの園研究会議」を2回開催し、調査・研究テーマとその結果についての指導・助言を受けた。</p> <p>(業務実績「(2) 調査・研究の実施体制等」P30~31参照)</p>				

・調査・研究を6テーマ以上を実施する。	・計画していた12テーマの調査・研究は全て実施し、その結果を紀要としてまとめた。 (業務実績「(1) 調査・研究のテーマ」P29~30参照)	
[評価の視点] ・重度知的障害者の地域移行、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の支援方法等に関して、どのようなテーマ・内容等を設定して調査・研究に取り組んでいるか。	[評価の視点] 実施:○ ・計画していた調査・研究テーマは、重度あるいは高齢知的障害者、行動障害等を有する知的障害者の生活支援に密着に関わるもののが中心であり、その他、地域生活の移行が困難とされる矯正施設等を退所した知的障害者の移行支援に注目したものである。 (業務実績「(1) 調査・研究のテーマ」P29~30参照)	
・設定されたテーマ等に対して、どのような実施体制により取り組んでいるか。 また、外部の研究者・関係機関等との効果的な連携は図られているか。	実施:○ ・年間4回の調査・研究調整会議を開催し、研究テーマの妥当性や進行管理、さらに成果の検証を行っている。各研究の研究倫理に関しては、新たに設置した、のぞみの園調査研究倫理審査委員会により審議した。又、各研究テーマについては、外部研究協力者、協力団体、のぞみの園生活支援部、就労支援部、地域支援部、診療所との連携を図り実施した。 (業務実績「(2) 調査・研究の実施体制等」P30~31参照)	

中 期 目 標 (第2期)	中 期 計 画 (第2期)	平 成 23 年 度 計 画	平 成 23 年 度 の 業 務 の 実 績
(2) 成果の積極的な普及・活用 調査・研究の成果について、以下により積極的な情報発信を行うことにより、知的障害関係施設等における普及・活用を図ること。 ① 広報媒体を活用した情報発信 調査・研究の成果について、ニュースレターや法人ホームページ等の広報媒体を一層活用して、情報発信に努めること。	(3) 成果の積極的な普及・活用 調査・研究の成果について、以下により積極的な情報発信を行うことにより、知的障害関係施設等への普及・活用を図る。 ① 広報媒体の活用 研究紀要を年間1回以上発行するほか、ニュースレターや法人のホームページに分かりやすく掲載するなど、情報発信に努める。 また、関係学会や関係団体等の協力を得て学会誌、機関誌への掲載を図る。	(3) 成果の積極的な普及・活用 ① 広報媒体の活用 ア 調査・研究の成果のまとめとして、研究紀要(研究報告書)を年間1回以上発行するほか、調査・研究の要旨をニュースレターやホームページに年間1回、分かりやすく掲載する。 イ 社会福祉学会や関係団体等の学会誌、機関誌への調査・研究論文の掲載を図る。	(3) 成果の積極的な普及・活用 ① 広報媒体の活用 ア 研究紀要の発行等 ○ 紀要第4号を平成23年6月に発行し(600部)、全文をホームページに掲載した。又、平成23年度研究は、平成24年第1・四半期発行に向けて取りまとめを行った。 ○ 成果の積極的な普及を図るため、平成23年7月1日発行のニュースレターより、頁を12頁から16頁に変更し、内容の充実を図った。 ○ 前年度までに刊行してきた3種類の出版物に加え、今年度は、行動障害のある自閉症の実践事例をまとめた『あきらめない支援』、罪を犯した知的障害者の地域生活支援の具体的な方法をまとめた『福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者等の地域生活支援に向けて(障害施設職員研修用テキスト)』を作成し、有償刊行物として関係機関に情報提供した。 イ 学会誌・関係団体機関誌等への掲載 ○ 『認知症に罹患した知的障害者の支援』 (平成23年9月号 さぽーと(日本知的障害者福祉協会)に掲載) ○ 『地域生活移行による居住環境の変化に伴う知的障害者の生活満足度の比較に関する研究』(平成23年10月号 厚生の指標(厚生労働統計協会)に掲載) ② 研修会、講演会等における発表 ア 国立のぞみの園が主催するセミナー等において、調査・研究の成果を発表する機会を設ける。 また、関係団体等の講演会、研究会等において、出席の機会を活用し
② 講演会等の開催 知的障害関係業務に従事する職員等を対象とした講演会等を開催し、主要な調査・研究の成果の紹介を行うこと。 ③ 各種研究会等を活用した普及	② 研修会、講演会等における発表 ア 国立のぞみの園が主催するセミナー等において、調査・研究の成果を発表する。	② 研修会、講演会等における発表 ア 当法人主催のセミナー等における発表 当法人が主催する「行動援護スーパーバイザー研修」「福祉のサービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援を行う施設職員等研修会」、さらに福祉セミナー(福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者の地域生活支援に向けて～Part4)において、調査・研究の成果を発表した。	

<p>全国的な各種研究会、学会等への出席の機会を捉えて、調査・研究成果の紹介・普及に努めること。</p>	<p>て、調査・研究の成果を紹介するなどの普及に努める。</p>	<p>イ 関係団体等の講演会、研究会、学会等における出席の機会を活用して、調査・研究の成果を紹介する。</p>	<p>イ 関係団体等の講演会等における発表 全国の関係団体等からの依頼を受け、講演会等において、これまでの調査・研究の成果を発表するとともに、直近の調査・研究の成果を学会や研究会で発表した。今年度は、認知症ケア学会で発表した「知的障害者用認知症判別尺度DSQIID日本語版の信頼性・妥当性の検討」が石崎賞を受賞した。</p> <p>(主な講演等のテーマ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『重度・高齢者の支援のあり方と障害者自立支援法の仕組み』 (平成23年7月2日 主催：上川更生ハイム地域交流ホーム) ・『発達障害ってなあに？』 (平成23年7月8日 主催：高崎市) ・『食事介助法』 (平成23年7月24日 主催：群馬県知的障害者（児）摂食・嚥下研究会) ・『福祉ニーズのある人に対する社会復帰支援のあり方について』 (平成23年10月7日 主催：関東地方更生保護委員会) ・『発達障害児への対応・援助について』 (平成23年10月19日 主催：高崎市) ・『矯正施設を退所した知的障害者の地域生活支援について』 (平成23年12月16日 主催：九州地区女性施設経営者研究会) ・『地域生活移行を支える生活寮職員の家族との接し方について』 (平成24年1月18日 主催：国立リハビリテーションセンター自立支援局秩父学園) ・『地域移行支援の実際』 (平成24年2月23日 主催：国立リハビリテーションセンター自立支援局秩父学園) <p>(主な研究会・学会発表とテーマ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『行動障害のある知的障害児者が在宅生活を快適に暮らすために必要なサービスに関する研究』 (平成23年8月20日、21日 日本発達障害学会) ・『障害者支援施設の矯正施設を退所した福祉支援を必要とする人の受け入れ意識と実態に関する研究』 (平成23年8月20日、21日 日本発達障害学会) ・『重度あるいは行動障害のある知的障害児者が快適な在宅生活を継続するためには』 (平成23年8月27日、28日 自閉症カンファレンスNIPPON 2011) ・『知的障害者用認知症判別尺度DSQIID日本語版の信頼性・妥当性の検討』 (平成23年9月24日、25日 認知症ケア学会) ・『障害児者の移動支援事業の実態に関する研究』 (平成23年10月8日、9日 日本社会福祉学会) ・『重度知的障害者施設における相談援助実習プログラム開発に関する基礎的研究』 (平成23年10月8日、9日 日本社会福祉学会) ・『発達障害をもつ子どもの家族を対象としたグループによる家族心理教育の実践』 (平成23年11月10日、12日 日本児童青年精神障害医学会) ・『知的障害を有する高齢者における摂食・嚥下障害スクリーニングに関する研究』 (平成23年11月4日、5日、6日 日本障害者歯科学会) ・『高齢知的障害者の地域での日中活動について』 (平成24年2月3日 群馬県知的障害者福祉協会研究発表会)
--	----------------------------------	---	--

評価の視点等	自己評価	A	評価項目	評定
【評価項目 1 1 成果の積極的な普及・活用】				
[数値目標] ・研究紀要を年間 1 回以上発行する。	・調査・研究の成果については、研究紀要第 4 号の発行と福祉施設等で活用しやすいガイドブックの作成、学会発表、学会誌や関連する機関誌への投稿を積極的に行った。又、群馬県知的障害者福祉協会研究会や自閉症カンファレンス NIPPON 等、知的障害者福祉関係者が多数参加する場を活用し、広く研究結果の普及に務めた。			
[評価の視点] ・調査・研究の成果のまとめとして、研究紀要（研究報告書）を年間 1 回以上発行するほか、調査・研究の要旨をニュースレターやホームページに年間 1 回、分かりやすく掲載する。	[数値目標] ・平成 23 年 6 月に研究紀要第 4 号を発行。 (業務実績「①広報媒体の活用」P 3 2 参照)	・平成 23 年度研究結果については、紀要第 5 号として平成 23 年度第 1 ・四半期発行へ向けて準備を進めた。又、研究紀要第 4 号の全文をホームページに掲載した。毎号ニュースレターにおいて、調査・研究の要旨をわかりやすく掲載した。 (業務実績「①広報媒体の活用」P 3 2 参照)		
[評価の視点] ・調査・研究の成果について、知的障害関係施設等においてその成果等が活用できる内容となっているか。また、その普及を図るためにどのように取り組んでいるか。	[評価の視点] 実績：○ ・調査・研究の成果を学会誌や関連する機関誌に投稿し、多くの学会や障害福祉関係者が集う場で積極的に発表してきた。また、福祉施設等で活用できるガイドブックとして、行動障害のある自閉症の実践事例をまとめた『あきらめない支援』と『福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者等の地域生活支援に向けて（障害施設職員研修用テキスト）』を発行した。 (業務実績「(3) 成果の積極的な普及・活用」P 3 2 ~ 3 3 参照)			
・調査・研究の成果に関する評価の把握は行っているか。また、把握しているのであれば、どのような評価を得ているのか。	実績：○ ・調査・研究の成果に対しては、外部の有識者からなる国立のぞみの園研究会議において、意見等を伺う仕組みを設けている。「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域生活移行に関する調査・研究」や「重度あるいは行動障害のある知的障害者の在宅生活を支える仕組みに関する調査・研究」をはじめとした実践的な研究について、外部の有識者から高評価を得た。 ・調査・研究の成果については、広報媒体物を利用した発表を中心に行なっており、これを統計的に把握していないが、福祉施設等における活用を目的としたガイドブックに関しては、合計 1,552 冊が有償での注文を受け配布した。又、日本認知症ケア学会において、優秀な演題発表を行ったとして石崎賞を受賞した。 ・研究結果を活用し、新たに当法人で企画し開催した研修会において、受講生に対するアンケート結果として、内容の満足度・理解度を調査しており、概ね 9 割以上が好評との評価を得ている。 (業務実績「②研修会、講演会等における発表」P 3 2 ~ 3 3 参照)			

中 期 目 標 (第2期)	中 期 計 画 (第2期)	平 成 2 3 年 度 計 画	平 成 2 3 年 度 の 業 務 の 実 績
<p>3 養成・研修 次代の福祉の担い手を養成するための効果的なプログラムを策定し、全国の知的障害関係施設職員等を対象とした養成・研修を行うとともに、ボランティアを希望する者には、実践の機会を提供すること。 また、養成・研修の成果等が知的障害関係施設等で活用されるなど、実効性のあるものとなるように内容等を具体的に設定するとともに、成果等を発表する機会を設けること。</p>	<p>3 養成・研修 次代の福祉の担い手を養成するための効果的なプログラムを策定し、全国の知的障害関係施設職員等を対象とした養成・研修を行うとともに、ボランティアを希望する者には、実践の機会を提供する。 なお、養成・研修の成果等が、知的障害関係施設等で活用されるなど実効性のあるものとなるように、具体的な内容、達成すべき目標等について、各年度ごとに厚生労働省の意見等を踏まえて設定する。</p> <p>(1) 養成・研修 国の政策課題や知的障害者に対する支援技術に関すること等をテーマに設定して研修会等を開催する。 また、国立のぞみの園のフィールドを活用した大学・専門学校の学生等の実習生の受け入れについては、実習の目的に沿った実習プログラムを作成することとし、計画的かつ効果的な実習を提供する。 なお、こうした研修会等の場において、調査・研究の成果等を発表する機会を確保するよう、養成・研修プログラムを工夫する。</p>	<p>3 養成・研修</p> <p>(1) 養成・研修 ① 研修会、セミナーの開催 ア 国の政策課題となっているテーマや全国の知的障害者関係施設、事業所において関心の高いテーマを取り上げ、国立のぞみの園が主催となり、次の福祉セミナーを実施する。</p> <p>a 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援に関するセミナーを実施する。</p> <p>b 発達障害者（児）支援に関するセミナーを実施する。</p> <p>c 行動援護に関するセミナーを実施する。</p>	<p>3 養成・研修</p> <p>(1) 養成・研修 ① 研修会、セミナーの開催 ア 当法人主催のセミナーの実施 全国の知的障害関係施設、事業所等の職員を対象として、次のセミナーを実施した。</p> <p>a 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援に関するセミナー 矯正施設等を退所した知的障害者の地域生活支援についての全国的な普及に向けた啓発を行うとともに、平成22年度のぞみの園が実施した「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者等の地域生活移行のための効果的な職員研修プログラムに関する調査・研究」結果に基づき、次の研修会及びセミナーを開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉のサービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援を行う施設職員等（指導的立場）研修会 平成23年12月7日～9日 於：群馬県社会福祉総合センター 受講者：69人（修了者64人。うち、司法関係者9人） (50名募集のところ、100名を超す応募者があったが、会場等の都合により、上記の人数にて実施した。) アンケート結果 満足度 93% ・ 国立のぞみの園福祉セミナー2012 「福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援に向けて ～Part 4～」 平成24年2月9日～10日 於：高崎シティギャラリー・コアホール 受講者：276人（うち、司法関係者44人） アンケート結果 満足度 96% <p>b 発達障害者（児）に関するセミナー 社会の中で、発達障害のある人々はさまざまな生きづらさを抱えおり、発達障害の人々が、より充実した社会生活を送れるよう福祉・教育・医療の現場が連携して支援することの重要性を趣旨としてセミナーを開催しており、今回は、東日本大震災時に課題とされたテーマを取り上げ、実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立のぞみの園福祉セミナー2011 「災害時における知的・発達障害児者の支援について」 平成23年9月13日 於：高崎シティギャラリー・コアホール 受講者：314人（うち、福祉・教育・医療関係者277人） アンケート結果 満足度 98% <p>c 行動援護に関する研修 これまでに開催してきた行動援護従業者養成研修中央セミナーでのインストラクター養成研修をふまえ、今後の事業所の役割や事業所運営の在り方について行動援護サービス提供責任者及び同等の責任を持つ者を対象としてスーパーバイザー研修を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行動援護スーパーバイザー研修 平成24年1月16日～18日 於：ルーテル市ヶ谷センター

		<p>d 知的障害者（児）に必要な医療ケアや障害者支援従事者に必要な医学知識の紹介等を目的とした障害医療セミナーを実施する。</p> <p>イ 群馬県等の地方自治体から養成・研修事業を受託して実施する。</p> <p>② 実習生の受入</p> <p>ア 資格取得に当たって計画的かつ効果的な実習を提供するため、平成22年度に作成した実習プログラムに基づき、社会福祉士及び介護福祉士の養成に取り組む。</p> <p>イ 保育士、訪問介護員等の資格取得のための実習場所として、国立のぞみの園のフィールドの利用を希望する専門学校等の学生の受入を積極的に行う。</p>	<p>受講者：58人 (50名募集のところ、100名を超す応募者があったが会場等の都合により、上記の人数にて実施した。) アンケート結果 満足度 93%</p> <p>d 障害医療セミナー ・「高齢者、知的障害者における摂食・嚥下リハビリテーション」 講師：昭和大学歯学部口腔衛生学 准教授 弘中祥司 平成24年1月23日 国立のぞみの園文化センター 受講者：73人（うち、地域の関係者、関係機関22人） アンケート結果 満足度 100%</p> <p>イ 群馬県からの受託による養成・研修事業の実施 群馬県から次の養成・研修事業の委託を受けて実施した。 ・群馬県知的障害者（児）ホームヘルパー養成基礎研修実施事業 平成23年6月8日 受講者46人 アンケート結果 満足度 100% 平成23年9月30日 受講者40人 アンケート結果 満足度 95% ・群馬県行動援助従業者養成研修実施事業 平成23年10月12日～14日 受講者27人 アンケート結果 満足度 100%</p> <p>② 実習生の受入</p> <p>ア 実習プログラムの検証 相談援助実習プログラムに基づき、社会福祉士及び介護福祉士の養成に取組んだ。 また、実習のしおりの改訂を行った。 なお、平成20年度から、4年間で94人（20年度13人、21年度25人、22年度30人、23年度26人）の相談援助実習生を受入れた。 さらに、実習懇談会において「国立のぞみの園相談援助実習計画書」の説明を行った。</p> <p>イ 資格取得のための実習受入 保育士等の各種養成機関の実習場所として、実習生の受け入れを行った。 また、これ以外に課外授業のための1日実習として、次の受け入れを行った。</p> <p>（各種養成機関からの実習の受け入れ）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>・相談援助実習の受け入れ</td> <td>大学・専門学校</td> <td>11校</td> <td>26人</td> </tr> <tr> <td>・介護福祉士実習の受け入れ</td> <td>専門学校</td> <td>1校</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>・保育実習の受け入れ</td> <td>大学・短期大学等</td> <td>42校</td> <td>149人</td> </tr> <tr> <td>・専門学校臨地実習</td> <td></td> <td>2校</td> <td>76人</td> </tr> <tr> <td>・訪問介護員養成</td> <td></td> <td>2校</td> <td>91人</td> </tr> <tr> <td>・管理栄養士実習</td> <td></td> <td>1校</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>・医学生早期体験等</td> <td></td> <td>2校</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>61校</td> <td>353人</td> </tr> <tr> <td>・群馬県受託養成研修</td> <td></td> <td></td> <td>86人</td> </tr> <tr> <td>・その他</td> <td></td> <td>4校</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td></td> <td>92人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td></td> <td>445人</td> </tr> </tbody> </table> <p>（課外授業のための1日実習の受け入れ）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>・秩父学園付属保護指導職員養成所</td> <td>18人</td> </tr> <tr> <td>・群馬県警察学校</td> <td>141人</td> </tr> <tr> <td>・専門学校</td> <td>76人</td> </tr> <tr> <td>・高等学校</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>・その他（介護労働センター）</td> <td>67人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>305人</td> </tr> </tbody> </table>	・相談援助実習の受け入れ	大学・専門学校	11校	26人	・介護福祉士実習の受け入れ	専門学校	1校	3人	・保育実習の受け入れ	大学・短期大学等	42校	149人	・専門学校臨地実習		2校	76人	・訪問介護員養成		2校	91人	・管理栄養士実習		1校	1人	・医学生早期体験等		2校	7人	計		61校	353人	・群馬県受託養成研修			86人	・その他		4校	6人	計			92人	合計			445人	・秩父学園付属保護指導職員養成所	18人	・群馬県警察学校	141人	・専門学校	76人	・高等学校	3人	・その他（介護労働センター）	67人	合計		305人
・相談援助実習の受け入れ	大学・専門学校	11校	26人																																																													
・介護福祉士実習の受け入れ	専門学校	1校	3人																																																													
・保育実習の受け入れ	大学・短期大学等	42校	149人																																																													
・専門学校臨地実習		2校	76人																																																													
・訪問介護員養成		2校	91人																																																													
・管理栄養士実習		1校	1人																																																													
・医学生早期体験等		2校	7人																																																													
計		61校	353人																																																													
・群馬県受託養成研修			86人																																																													
・その他		4校	6人																																																													
計			92人																																																													
合計			445人																																																													
・秩父学園付属保護指導職員養成所	18人																																																															
・群馬県警察学校	141人																																																															
・専門学校	76人																																																															
・高等学校	3人																																																															
・その他（介護労働センター）	67人																																																															
合計		305人																																																														

	(2) ボランティアの養成 国立のぞみの園のフィールドを活用して、ボランティアを実践する機会を積極的に提供するとともに、多様なニーズに対応したメニューを用意する。	(2) ボランティアの養成 ① ボランティアの積極的な受入 平成20年度に整備したボランティアメニューに沿って、ボランティアの積極的な受入を行う。 また、新規ボランティアの開拓に努める。 ② ボランティア人材の養成 次代を担う人材の養成として、高校生、大学生等を受入、のぞみの園のフィールドを活用して、障害の理解や施設の役割について学ぶ機会を用意する。	(2) ボランティアの養成 ① ボランティアの積極的な受入 当法人のフィールドを活用して多様なボランティアを受け入れた。 また、8月2日～3日に開催した「高校生ボランティア講座2011」では、高崎市内の3校の高等学校から、34人の生徒を受け入れ、利用者との交流、福祉機器の体験、作業体験等をとおして、障害者支援について理解を深め、次世代の養成を図った。 さらに、9月21日に「大学生等のためのボランティア講座2011」を開催し、3校26人の大学生等が参加して障害者支援についての理解を深めた。 ② ボランティアメニューの周知 ボランティアの積極的な受入れや養成を行うために、高崎市広報やホームページに当法人のボランティアメニューを掲載し、随時受け付けた。また、「盆踊り」や「第9回のぞみふれあいフェスティバル」等のイベントではその都度受け入れた。 23年度のボランティアの受入は、延べ1,074人（22年度 1,093人）となった。	
評価の視点等	自己評価	A	評価項目	評定
【評価項目12 養成・研修、ボランティアの養成】	・平成23年度は、直近の国の政策課題や社会ニーズを踏まえ、実効性の高いセミナーを開催し、多くの参加者を得ることが出来た。このうち、福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援に関するセミナーについては、多数の司法関係者の参加を得た。発達障害者の支援に関するセミナーについては、福祉、教育、医療関係者及び家族等の参加を得た。両セミナーでは、他領域の関係者との連携を重視しその目的を果たすことが出来た。 また、行動援護に関する研修については、行動援護サービス提供責任者及び同等の責任を持つ者を対象としてスーパーバイザー研修を実施した。			
[数値目標] ・厚生労働省の助成事業により、行動援護従業者養成中央セミナー及び罪を犯した知的障害者への支援に関するセミナーを、平成21年度にそれぞれ1回実施する。	[数値目標] ・平成23年度においては、行動援護スーパーバイザー研修会を東京都で1回開催した。 また、福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の支援に関するセミナーと研修会を各1回実施した。 (業務実績「①研修会、セミナーの開催」P35～36参照)			
・国の政策課題となっているテーマや関心の高いテーマを選択し、福祉セミナーを平成21年度に2回実施する。	・のぞみの園福祉セミナーとして、東日本大震災により課題としてクローズアップされた「災害時における知的・発達障害児者の支援について」と「福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者の地域生活支援に向けてPart4」の2つのテーマを取り上げ、合わせて2回実施した。 (業務実績「①研修会、セミナーの開催」P35～36参照)			
・最先端の医学知識の紹介と普及を目的とした障害医療セミナーを平成22年度に2回実施する。	・障害医療セミナーに関しては、「高齢者、知的障害者における摂食・嚥下リハビリテーション」のテーマを取り上げ、演習をはじめて実施した。 (業務実績「①研修会、セミナーの開催」P35～36参照)			
・養成・研修の参加者の満足度が80%以上とする。 (平成22年度からアンケート内容を適正に改善して実施する。)	・セミナー等の開催に伴い参加者より「満足度」についてアンケート調査を実施した結果、セミナー内容等に対し平均して満足度97%の評価を得た。			
[評価の視点] ・養成・研修の実施状況はどうか。	[評価の視点] 実績：○ ・平成23年度においては、全国の知的障害者関係施設職員等を対象として、行動障害、発達障害への対応、高齢知的障害者への対応等や国の政策課題となっている福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支			

	<p>援、及び「災害時における知的・発達障害児者の支援について」をテーマに実施し、合わせて903人の参加者を得ることが出来た。</p> <p>(業務実績「①研修会、セミナーの開催」P35～36参照)</p>	
・国の政策課題への対応や、知的障害関係施設においてその成果等が活用できる養成・研修の内容・テーマとなっているか。	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災により課題としてクローズアップされた「災害時における知的・発達障害児者の支援について」を取り上げ、好評を得た。 また、福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者への地域生活支援をテーマとしたセミナーでは、全国各地に設置された地域生活定着支援センター職員のほか、刑務所等の法務省関係者が多数参加し、今後の制度政策、事業展開に大きく貢献することが出来た。 <p>(業務実績「①研修会、セミナーの開催」P35～36参照)</p>	
・大学・専門学校の学生等に対する効果的な実習プログラムを策定し、計画的かつ効果的な実習を提供しているか。	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度、当法人と教育機関が連携して作成した実習プログラムに基づき、社会福祉士及び介護福祉士の養成に取組んだ。 また、実習のしおりの改訂を行った。 <p>(業務実績「②実習生の受入」P36参照)</p>	
・ボランティアの養成の取組状況はどうか。	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設のフィールドを活かした多様なボランティアを積極的に受け入れ、「高校生ボランティア講座2011」及び「大学生等のためのボランティア講座2011」を開催した。 また、ボランティアの積極的な受け入れや養成を行うために、高崎市広報や、ホームページにボランティアメニューを掲載し、随時受け入れた。「盆踊り」や、「第9回のぞみふれあいフェスティバル」等のイベントでも受け入れ延べ1,074人となった。 <p>(業務実績「(2) ボランティアの養成」P37参照)</p>	

中 期 目 標 (第2期)	中 期 計 画 (第2期)	平 成 2 3 年 度 計 画	平 成 2 3 年 度 の 業 務 の 実 績
4 援助・助言 重度知的障害者の地域移行、障害者自立支援法に基づくサービスの支援技術等、国立のぞみの園における専門的・先駆的な取り組みや調査・研究の成果等に基づき、知的障害関係施設等の求めに応じて援助・助言を行うことにより、知的障害関係施設等における自立支援活動に寄与することが可能となるよう、実効性のあるものとすること。 また、援助・助言の業務の周知を図り、全国の知的障害関係施設等からの利用がなされるよう努めること。	4 援助・助言 援助・助言の業務について、地方自治体等に周知することにより利用拡大を図るとともに、国立のぞみの園における地域移行の取組や障害者自立支援法に基づくサービスの実践、調査・研究の成果等を踏まえ、地域移行や様々なサービスの実施方法、支援技術等に関すること等について、専門的かつ効果的な援助・助言を実施する。	4 援助・助言 (1) 援助・助言の利用拡大 ホームページ等の広報媒体を活用して、国立のぞみの園の業務や援助・助言の内容、利用方法等について、周知を図り、利用拡大に努める。 (2) 専門的かつ効果的な援助・助言の提供 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの実践を踏まえ、自立支援法の事業体系への移行準備を進めている知的障害関係施設等に対して、事業運営の方法や支援技術等など、求めに応じて専門的かつ効果的な援助・助言及び情報提供を行う。 なお、専門的かつ効果的な援助・助言等とするため、調査・研究の成果についても積極的に活用して実施する。	4 援助・助言 (1) 援助・助言の利用拡大 国立のぞみの園の業務や、援助・助言の内容、利用方法については、ホームページに掲載したほか、ニュースレターに「国立のぞみの園における援助・助言について」の記事を掲載し、当法人の援助・助言に関する役割等を広く紹介し、援助・助言の活用を促した。 また、平成22年度に作成したPR用リーフレットをニュースレターに同封したほか、見学者や当法人の研修会及び他の法人の研修会等においても配布を行った。 これらの広報に努めた結果、障害者支援施設からの業務運営や、支援方法等に係わる問い合わせや職員の講師派遣要請等があり、そうした援助・助言の要請に対応した。 (2) 専門的かつ効果的な援助・助言の提供 障害者自立支援法の事業体系への移行準備を進めている知的障害者関係施設の求めに応じて、援助・助言を行った。なかでも個別支援計画に関する問い合わせが26件あり、それぞれの施設等へ個別支援計画の作成方法等についての援助・助言を行った。 また、支援の方法や地域移行等に関する問い合わせについては、調査・研究の成果である各種有償刊行物を有効活用し援助・助言を行なうとともに、より専門的かつ効果的な援助・助言を行うため、関係各部所との連携を図った。 平成23年度の障害者支援施設からの案件は113件である。 平成23年度の件数 ・主な相談者等 障害者支援施設 113件 都道府県 1件 市町村 8件 相談機関 29件 居宅支援事業者 2件 その他 47件 計 200件 (平成22年度 175件) ・対応方法 意見交換(視察) 31件 職員を派遣 31件 資料の提供 62件 口頭説明(電話等) 76件 計 200件 ・主な問い合わせ内容 自立支援法に関して 44件 制度(自立支援法以外)に関する事 12件 支援の方法に関して 82件 地域移行に関して 5件 健康・医療に関して 5件 事業運営に関して 12件 調査・研究に関して 4件 養成および研修に関して 5件 講演・講師派遣に関して 31件 計 200件
評価の視点等	自己評価	A	評価項目 評定
【評価項目13 援助・助言】	・援助・助言について、ホームページに掲載するほか、ニュースレターへの記事の記載やリーフレットの同封等、広く紹介することに取り組んだ結果、実施件数が平成22年度の実績(175件)を上回る実績(200件)となつた。 援助・助言の内容は、新体系への移行最終年度のため、個別支援計画や新体系移行のスケジュールに関するものが多かった。 なお、援助・助言を行う際は、調査・研究の成果を有効に活用するとともに、より専門的かつ効果的な援助・助言を行うため、関係各部所との連携を図つた。		

[評価の視点] ・援助・助言の実施件数はどうなっているか。	[評価の視点] 実績：○ ・平成23年度の援助・助言の実施件数は、200件（うち障害者支援施設113件）となった。 (業務実績「(2) 専門的かつ効果的な援助・助言の提供」P39参照)	
・障害者支援施設等の求めに応じて、丁寧かつきめ細やかに対応した援助・助言を行っているか。	実績：○ ・援助・助言の提供に当たっては、新体系に移行する際の取り組みや移行後の状況等の意見交換を行ったほか、職員を派遣するなど、援助・助言の要請者の希望に沿った効果的な方法を選択して実施した。 また、支援の方法や地域移行等に関する問い合わせについては、調査・研究の成果である各種有償刊行物を有効に活用して援助・助言を行なうとともに、より専門的かつ効果的な援助・助言を行うため、関係各部所との連携を図った。 (業務実績「(2) 専門的かつ効果的な援助・助言の提供」P39参照)	
・援助・助言の利用が促進されるような取組を行っているか。	実績：○ ・援助・助言の拡大を図るため、ホームページに掲載したほか、国立のぞみの園の業務や、援助・助言の内容、利用方法や、どのような援助・助言があったかについての紹介をニュースレターに1回掲載するとともに、PR用リーフレットを見学者や研修等で配布するなど広報活動の充実を図った。 (業務実績「(1) 援助・助言の利用拡大」P39参照)	

中 期 目 標 (第2期)	中 期 計 画 (第2期)	平 成 23 年 度 計 画	平 成 23 年 度 の 業 務 の 実 績
5 その他の業務 前4事項に附帯する各種の業務を行うこと。	5 その他の業務 前4事項に附帯する業務として、主に次の業務を行う。 (1) 診療所について、施設利用者の高齢化等に対応した適切な医療を行うとともに、地域の知的障害者等に対しても診療を行う。 また、心理外来等の利用の拡大に努める。	5 その他の業務 (1) 診療所について ① 適切な医療の提供 ア 診療所は、施設利用者の高齢化等に対応した適切な医療を提供するほか、次の健康診断等を計画的に実施する。 a 施設利用者全員を対象に、健康診断を定期的に実施する。 b 女性の施設利用者を対象に子宮がん検診を実施するほか、対象年齢に該当する者に対して、乳がん検診を実施する。 c 施設利用者全員(禁忌を除く)に対して、インフルエンザ予防接種を実施する。	5 その他の業務 (1) 診療所について ① 施設利用者に対する適切な医療の提供 ア かかりつけ医としての対応 ○ 施設利用者の健康管理及び医療的ケアの必要な寮への往診等を行った。 ○ 診療件数:平成23年度 27,631件（対前年度+3,748件 +15.7%） ○ 診療収入:平成23年度 135百万円（対前年度+14百万円 +11.8%） ○ MR I稼働状況:平成23年度 107件（対前年度△9件 △7.7%） ○ 施設利用者に対して、定期的な健康診断やインフルエンザ予防接種等を行い、健康管理に努めた。 ・健診の充実 (平成20年度より生活習慣病予防に着目した健診内容に変更したものを、引き続き実施) ・胸部X線検診を実施 ・子宮がん検診を実施 ・乳がん検診 (40歳以上偶数年齢の女子利用者に視触診またはマンモグラフィーによる検診を実施) ・インフルエンザ予防接種を実施 ○ 大学に所属する専門家を招聘し定期的にシーティング指導を受けた。個々のケースに応じ身体状況と生活環境を評価し、個々の状況に合った椅子・車椅子・クッション等を選択するなどの指導を受けた。適正な坐位姿勢を保持することにより、座っていることから生じるお尻や腰などの痛みの緩和、褥瘡の予防と改善、不良姿勢から生じる誤嚥の予防を行った。 ○ 知的障害者の摂食・嚥下について、専門家による摂食嚥下の対応方法等に関する指導を受けた。具体的には、個人に合わせた食形態や食具の選択指導、摂食能力や摂食状況、機能障害状況を考えた摂食姿勢の評価、指導を受けた。また、嚥下機能スクリーニングテスト

ト、嚥下造影検査（VF検査）、嚥下内視鏡検査（VE検査）の診断により、個人に適した訓練法の選択、誤嚥性肺炎や窒息の予防、ADLやQOLの向上を図った。

イ 行動障害等の著しく支援が困難な者に対する支援や、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者に対する支援などの課題に対応するため、診療所の機能の充実を図る。

イ 行動障害等の著しく支援が困難な者等に対する対応
行動障害等が著しく支援が困難な施設利用者については、精神科医師と臨床心理士が、生活支援員と連携して対応し、ケースカンファレンス等にも参加するなど助言指導を行った。また、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者（罪を犯した知的障害者）についても、相互に連携しながら薬物療法やカウンセリングを併用して効果的な支援を図った。

<外来患者数（延べ人数）>

	利用者	一般
医科	22,060	3,341
	25,401	
歯科	1,740	490
	2,230	
合計	23,800	3,831
	27,631	

	利用者	一般
臨床心理科	321	1,596
	1,917	
機能訓練科	(649) 3,418	(472) 472
	3,890	

(注)機能訓練科の上段（ ）書きは、保険診療分（医科の内数）である。
(＊算定日数上限を超えるリハビリについては保険請求は不可となるため)

<入院患者数>

延べ（人）	4, 937	1日平均（人）	13. 5
-------	--------	---------	-------

② 地域医療への貢献

地域医療への貢献を図る観点から、地域の知的障害・発達障害児者に対する診療に積極的に取り組む。さらに摂食・嚥下障害の評価、理学療法などリハビリテーションについても積極的に取り組む。

③ 心理外来の利用拡大等

心理外来について、療育など利用拡大に努める。特に家族教室を中心とする家族支援の強化を図る。関係諸機関と連携しその充実を図る。

② 地域医療への貢献

- 地域の知的障害者（児）及び家族等に対して外来診療を実施した。
<地域の知的障害者等が利用できる診療科目>
内科、精神科、整形外科、皮膚科、歯科、臨床心理科、機能訓練科
- 当法人ホームページに、診療所の概要、受診システム、設備などを掲載し、情報公開を行っている。
また、「知的障害、自閉症、広汎性発達障害などコミュニケーションに障害のある患者の診療又は相談を行う医療機関リスト（群馬県医師会、病院協会作成版）」を掲載し、地域の障害者が医療機関を受診する場合の参考となるよう、新しい情報の提供に努めている他、摂食・嚥下、機能訓練等においても積極的に取り組んだ。

③ 心理外来の利用拡大（発達障害児者の外来診療の充実）

- 心理外来は、群馬県内及び関東近辺の都県からの利用があるなど、広域に亘り利用があつた。
群馬県内の養護学校や児童相談所、発達障害支援センター等の関係機関や各種研修会、見学者にパンフレットを配布するとともに、児童精神科専門医や臨床心理士が発達障害についての講演を行った。また、専門のスタッフによる診療を行うなどにより利用拡大に努め、93名の新規利用者があつた。
また、利用者の所属する学校や施設等の教職員からの心理教育相談を受けるとともに、児童相談所の職員等によるケースカンファレンスにおいて、行動上の問題の理解や支援方法について助言指導し、家族に対する支援「えすぽわ～る」については、延べ124人（対前年度23人増）の利用があつた。
- 精神科医と臨床心理士が連携して取り組んでいる発達障害の診療については、平成21年度から数少ない児童精神科の専門医を常勤で確保できたことから、群馬県内外から発達障害児の通院が増加の一途を辿り、また、被虐待、不登校などの困難事例も増えている。平成23年度においては、新たに言語聴覚士を配置するなど発達障害の診療体制の充実を図るとともに、その家族を支えるために日頃の悩みや家庭での対処の工夫などを安心して語り合う場を提供する「えすぽわ～る」を開催し、教育関係者も多数参加する発達障害関係のセミナーも開催するなど、発達障害のある人たちをめぐる課題に本格的に取り組んだ。

評価の視点等	自己評価	A	評価項目	評定	
【評価項目14 その他の業務】	・附帯業務として、診療所による医療の提供を引き続き行うとともに、地域の知的障害児（者）に対する地域生活支援として、相談支援、短期入所、日中一時支援事業等の障害福祉サービスを提供した。特に、地域の医療の貢献については、知的障害・発達障害児（者）の専門外来診療や知的障害者（児）の摂食・嚥下の対応方法等に関する指導や研究発表を行い、成果を上げた。				

<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療所においては、必要な医療スタッフや設備が確保されるなど、施設利用者の高齢等の状況に合わせた医療が提供されているか。 <p>また、地域医療への貢献の観点から、地域の知的障害者等に対してどのような取組を行っているか。</p>	<p>[評価の視点]</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度においても、必要な診療スタッフと設備等を確保し、引き続き施設利用者の健康管理に努め、健康診断やインフルエンザ予防接種、高齢化に対応した摂食・嚥下障害への対応のほか、シーティング指導等を確実に実施した。医療的支援が必要な施設利用者に対して、診療所による医療を提供し、約2万7千件（対前年度約4千件増）の診療を提供した。 <p>地域医療の貢献については、平成21年度より児童精神科専門医が常勤として着任して以降、知的障害・発達障害児者の専門外来診療を実施し、特に思春期児童の診療が大幅に増加している。また、教育機関、行政機関などと連携し、地域全体での包括的な支援に取り組んだ。</p> <p>また、知的・発達障害児者の家族を支える取組の一環として、障害児者の家族に対する支援（えすぽわ～る）を、平成22年度に引き続き、毎月2回実施し、延べ124人（対前年度23人増）の利用があった。</p> <p>(業務実績「(1) 診療所について」P40～41参照)</p>		
<p>・地域の障害者及び家族に対して相談や、短期利用等の提供、生活体験事業や共同生活介護事業などの地域生活を支援するサービスの充実に取り組んでいるか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高崎市から委託された障害者相談支援センターとして、地域の障害者及び家族に対して障害者サービス全般に関する相談支援を実施し、延べ相談件数は5,133件であった。 ・地域の知的障害者の利用希望に応じて、短期入所や日中一時支援を提供了。（短期入所、日中一時利用拡大 P9参照） ・ケアホーム入居者や地域で生活する知的障害者の日中活動の場となる施設外生活介護事業所「さんぽみち」の日中活動メニューの拡大を図った。 ・当法人が運営する3か所のケアホームのうち1か所が平成24年4月1日施行の改正消防法の適用を受けると使用が困難となることから、その対策と併せて、群馬県出身の入所者の更なる地域移行を図るため、バリアフリー型の新ホーム開設の準備を行った。 <p>(業務実績「(2) 地域の障害者支援の充実」P42参照)</p>		
中 期 目 標 (第2期)	中 期 計 画 (第2期)	平 成 23 年 度 計 画	平 成 23 年 度 の 業 務 の 実 績
<p>6 前5事項で提供するサービスに対する第三者から意見等を聴取する場の確保</p> <p>適切なサービスの提供と業務運営の向上を図るために、第三者から意見等を聴取する機会を確保するとともに、第三者評価機関による評価を実施すること。</p> <p>また、その評価結果等を公表し、事業運営への反映に努めること。</p>	<p>6 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保</p> <p>国立のぞみの園の業務運営の向上を図るために、第三者から意見等を聴取する機会の確保を図るとともに、福祉サービスに係る第三者評価機関による定期的な評価を実施する。</p> <p>また、その評価結果等の公表を図るとともに、国立のぞみの園の事業運営に反映させるよう努める。</p> <p>(1) 第三者から意見等を聴取する場の開催</p> <p>総合施設の運営や調査・研究、養成・研修等の業務全般に関する第三者の意見等を事業運営に反映させるため、有識者、行政担当者、地域代表、保護者等から構成される会合を原則年1回以上開催する。</p> <p>(2) 第三者評価機関による評価</p> <p>第三者評価機関による評価について、概ね3年に1回実施する。</p>	<p>6 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保</p> <p>(1) 「国立のぞみの園の業務運営の向上を図るための運営懇談会」の開催 有識者、行政担当者、地域代表、保護者等から構成される「国立のぞみの園運営懇談会」を年間1回以上開催し、総合施設の運営、調査・研究、養成・研修、援助・助言等の国立のぞみの園運営業務全般に関する意見等を聴取するとともに、その内容を公表し、事業運営に反映させる。</p>	<p>6 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保</p> <p>(1) 「国立のぞみの園の業務運営の向上を図るための運営懇談会」の開催</p> <p>平成23年度において、第1回目を9月に開催し、業務実績・事業概要の説明のほか、東日本大震災後の取組について、報告を行った。震災後の取組について、被災地へのボランティア派遣及び福島県から被災施設の受入の積極的な取組について評価を得た。また、第2回目を3月に開催し、各委員より意見を聴取した。</p> <p>なお、会議開催内容は、次のとおりであり、議論の要旨については、当法人ホームページに掲載した。</p> <p>・国立のぞみの園運営懇談会の開催状況</p> <p>第1回 平成23年9月29日開催 平成22年度業務実績に係る評価結果の概要 平成23年度事業報告（概要） 東日本大震災後の取組状況 台風12号による被害状況</p> <p>第2回 平成24年3月21日開催 独立行政法人の制度及び組織の見直しについて 平成23年度事業報告 平成24年度予算（案） 東日本大震災被災施設への支援等の取組について 高齢知的障害者支援の在り方検討委員会報告書について</p>

評価の視点等	自己評価	B	評価項目	評定
【評価項目15 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保】		・第三者からの意見を聴取する機会として、「国立のぞみの園運営懇談会」を平成23年度中に2回開催するなど、積極的に取り組んだ。		
[数値目標] ・総合施設の運営や調査・研究、養成・研修等の業務全般に関する第三者の意見等を事業運営に反映させるため、有識者、行政担当者、地域代表、保護者等から構成される会合を原則年1回以上開催する。	[数値目標] ・地域の福祉、医療、司法、労働等の関係者や行政担当、地域代表、保護者等の多様なメンバーから構成される「国立のぞみの園運営懇談会」を平成23年度中に2回開催した。 (業務実績「(1)「国立のぞみの園の業務運営の向上を図るための運営懇談会」の開催)」P43参照)			
・第三者評価機関による評価について、概ね3年に1回実施する。	・前回は、平成21年度に実施しており、平成23年度は実施年度に該当しなかった。			
[評価の視点] ・適切なサービス提供と業務運営の向上を図るため、第三者の意見等を聴取する機会の開催状況はどうか。	[評価の視点] 実績:○ ・第三者の意見を聴取する機会として、「国立のぞみの園運営懇談会」を平成23年度中に2回開催した。 (業務実績「(1)「国立のぞみの園の業務運営の向上を図るための運営懇談会」の開催)」P43参照)			
・その場で出された意見等について、どのようにサービスや業務運営に反映されているか。また、その結果について公表しているか。	実績:○ ・第1回運営懇談会では、平成22年度業務実績評価に係る評価結果等について議論され、また、東日本大震災における当法人の取組状況について報告した。 第2回運営懇談会では、平成23年度事業報告及び平成24年度予算等について、議論された。 なお、この懇談会での議論要旨については、ホームページに掲載し、公表した。 (業務実績「(1)「国立のぞみの園の業務運営の向上を図るための運営懇談会」の開催)」P43参照)			
中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成23年度計画	平成23年度の業務の実績	
第4 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。 1 自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費(定年退職者に係る退職手当を除く。)に占める自己収入の比率を、40%以上にすること。 2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算内で健全な運営を行うこと。	第3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり	第3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり	第3 予算(人件費の見積を含む) 収支計画及び資金計画 1 自己収入の比率 平成23年度における総事業費(退職手当を除く)に占める自己収入の比率は、52.5%となつた。 ・平成23年度総事業費(退職手当を除く) 自己収入の額 3,508百万円 1,843百万円(52.5%) 2 予算、収支計画及び資金計画 厚生労働省の平成23年度セーフティネット支援対策等事業費補助金(社会福祉推進事業)の補助協議に応募し、「矯正施設を退所した福祉の支援を必要とする人の地域生活の自立に向けた福祉施設等における支援モデル及び研修プログラム構築に関する研究」について補助採択された。これにより国庫補助金(7,200千円)を受け入れ、23年度も収入及び支出に計上した。 また、平成23年度第3次補正予算において、耐震補強工事に係る予算(62百万円)が23年12月に認められ、更に、第4次補正予算において、法面復旧工事等に係る予算(175百万円)が24年3月に認められた。それぞれの工事については、その実施が年度内に完了することが困難であるため、翌事業年度への明許繰越の手続きを行った。 なお、上記の補正予算に計上された補助金を平成23年度の実施計画等に計上するにあたり、中期計画・中期目標の「第3 予算(人件費の見積を含む)、収支計画及び資金計画」のうち、「1 予算」、「3 資金計画」及び「第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項のうち、「2 施設・整備に関する計画」の変更を行った。	

	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 4 50, 000, 000円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>(1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足に対応するため。</p> <p>(2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし</p> <p>第6 剰余金の使途</p> <p>1 職員の資質の向上のための学会、研修会等への参加及び外部の関係機関との人事交流</p> <p>2 施設・設備及び備品の補修、整備並びに備品の購入</p> <p>3 施設利用者の個別支援計画の適切な運用や地域における支援体制づくりなどの地域移行の取組み</p> <p>4 退職手当（依頼退職等）への充当</p>	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 4 50, 000, 000円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>(1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足に対応するため。</p> <p>(2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし</p> <p>第6 剰余金の使途</p> <p>1 職員の資質の向上のための学会、研修会等への参加及び外部の関係機関との人事交流</p> <p>2 施設・設備及び備品の補修、整備並びに備品の購入</p> <p>3 施設利用者の個別支援計画の適切な運用や地域における支援体制づくりなどの地域移行の取組に係る費用</p> <p>4 退職手当（依頼退職等）への充当</p>	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>平成23年度は、資金不足や偶発的な出費が発生しなかったことから、該当なし。</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし。</p> <p>第6 剰余金の使途</p> <p>平成23年度は、剰余金は発生しなかったことから、該当なし。</p>
評価の視点等	自己評価	A	評価項目　評定
【評価項目16 予算、収支計画及び資金計画等】	<p>・平成23年度においては、中期目標を達成するために作成した予算の範囲内で執行し、計画どおり実施した。</p>		
[数値目標] ・自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率を、40%以上にすること。	<p>[数値目標] 実績：○ ・平成23年度における総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率は、52.5%となった。（22年度51.0%）となり、目標を大幅に上回った。</p> <p>(業務実績「1 自己収入の比率」P44参照)</p>		

<p>[評価の視点] • 総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率は、どうなっているか。</p>	<p>[評価の視点] 実績：○ • 平成23年度における総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率は、52.5%となった。（22年度51.0%）となり、目標を大幅に上回った。 (業務実績「1 自己収入の比率」P44参照)</p>	
<p>・運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行しているか。</p>	<p>実績：○ • 平成23年度の予算については、中期目標に定める①一般管理費及び事業費等の経費（運営費交付金を充当するもの（定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く））について、中期計画期間の最終年度（24年度）の額を前中期目標期間の最終年度（19年度）と比べて23%以上削減、②総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く）に占める自己収入の比率を40%以上を達成することを目標に予算を作成し、予算の範囲内で執行した。 (業務実績「第3 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画」P44参照)</p>	
<p>・運営費交付金が全額収益化されずに債務として残された場合には、その差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。（政・独委評価の視点事項と同様）</p>	<p>・平成23年度においても、予算に従ってセグメントごとの収支計画を作成した。収支計画に従って、事業を執行し、その際の運営費交付金債務の収益化について、費用進行基準を採用した。 収入面では、介護給付費・訓練等給付費収入等の事業収入が予算と比較し増額となるなど、予算額よりも事業収入が増額となった。また、支出面においては、常勤職員数の削減等による人件費総額の縮減や業務物件費の節約に努めた結果、借入金等の発生はなく予算執行上問題がなかった。 (業務実績「第3 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画」P44参照)</p>	
<p>・運営費交付金が全額収益化されずに債務として残された場合には、その発生理由が明らかになっており、それが合理的なものであるか。（政・独委評価の視点事項と同様）</p>	<p>実績：○ • 平成23年度において、収益化を予定していた運営費交付金2,261百万円のうち、380百万円を収益化する必要がなくなったことから、24年度への運営費交付金債務として繰り越したが、これは、常勤職員数の削減等による人件費総額の縮減や業務物件費の節約に努めたことによるものである。 (業務実績「第3 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画」P44参照)</p>	

中 期 目 標 (第2期)	中 期 計 画 (第2期)	平 成 2 3 年 度 計 画	平 成 2 3 年 度 の 業 務 の 実 績
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項 通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次とおりとする。</p> <p>1 施設整備や改修等については、適切な支援サービスの確保に留意しつつ、施設利用の状況、社会経済情勢を踏まえ、その必要性や経費の水準等について十分に精査すること。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針 施設利用者の減少等を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、人員の適切な配置等に努める。</p> <p>(2) 人員に係る指標 期末(24年度末)の常勤職員数を期首(20年度当初)の80%とする。</p> <p>(参考1) 職員の数 期首の常勤職員数 279名 期末の常勤職員数の見込み 223名</p> <p>(参考2) 中期目標期間の人文費総額 中期目標期間中の人文費総額見込み 11,581百万円</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針 施設利用者の減少等を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、人員の適切な配置等に努める。</p> <p>(2) 人員に係る指標 常勤職員数について、平成23年度当初及び年度末の見込みを次とおりとする。</p> <p>(参考1) 職員の数 年度当初の常勤職員数 246名 年度末の常勤職員数の見込み 235名</p> <p>(参考2) 人文費総額 平成23年度の人文費総額見込み 2,116百万円</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>平成23年度末常勤職員数 215名 平成24年度期首常勤職員数 226名 人件費総額 1,808百万円</p>
評価の視点等	自己評価	A	評価項目 評定
【評価項目17 人事に関する計画】		<ul style="list-style-type: none"> 常勤職員数の削減については、計画削減数を大幅に上回り、目標達成に必要な削減数を達成しており、平成23年度における人事に関する計画は、計画以上の成果を上げた。 	
[評価の視点] ・人事に関する計画は実施されているか。	[評価の視点] 実績： <input checked="" type="radio"/> ・平成23年度末の常勤職員数は、215人であり、23年度の人事に関する計画における見込み数(235人)を下回り達成した。 また、人件費についても、人事に関する計画見込み額2,116百万円に対して、1,808百万円の実績であった。 (業務実績「1 人事に関する計画」P47参照)		

中 期 目 標 (第2期)	中 期 計 画 (第2期)	平 成 2 3 年 度 計 画	平 成 2 3 年 度 の 業 務 の 実 績																										
	<p>2 施設・設備に関する計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th><th>予定額(単位:百万円)</th><th>財 源</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スプリンクラー設置工事</td><td>90</td><td>20年度 施設整備費補助金</td></tr> <tr> <td>スプリンクラー設置工事及び特定寮のバリアフリー化等改修工事</td><td>107</td><td>20年度施設整備費補助金(第2次補正)</td></tr> <tr> <td>診療所用自家発電機の設置 耐震診断調査費 寮舎等空調・給湯設備改修工事</td><td>291</td><td>22年度 施設整備費 補助金</td></tr> <tr> <td>寮舎等空調・給湯設備改修等工事</td><td>558</td><td>22年度 施設整備費 補助金(第1次補正)</td></tr> <tr> <td>耐震補強工事</td><td>62</td><td>23年度 施設整備費 補助金(第3次補正)</td></tr> <tr> <td>法面復旧工事・雨水排水改善工事</td><td>175</td><td>23年度 施設整備費 補助金(第4次補正)</td></tr> </tbody> </table> <p>3 積立金処分に関する事項 なし</p>	施設・設備の内容	予定額(単位:百万円)	財 源	スプリンクラー設置工事	90	20年度 施設整備費補助金	スプリンクラー設置工事及び特定寮のバリアフリー化等改修工事	107	20年度施設整備費補助金(第2次補正)	診療所用自家発電機の設置 耐震診断調査費 寮舎等空調・給湯設備改修工事	291	22年度 施設整備費 補助金	寮舎等空調・給湯設備改修等工事	558	22年度 施設整備費 補助金(第1次補正)	耐震補強工事	62	23年度 施設整備費 補助金(第3次補正)	法面復旧工事・雨水排水改善工事	175	23年度 施設整備費 補助金(第4次補正)	<p>2 施設・設備に関する計画 なし</p> <p>ただし、平成22年度計画に計上された次の工事については、平成23年度内に施工する。 (明許繰越) ・診療所自家発電機の設置 ・寮舎等空調・給湯設備改修工事 ・寮舎等空調・給湯設備改修等工事</p> <p>2 施設・設備に関する計画</p> <p>「寮舎等空調給湯設備改修工事」の計画は、当法人の空調・給湯設備は、旧来型の一極集中管理を行っており、蒸気管総延長6kmを超え、熱源のロスや点検整備に多大な経費を計上するなど非効率であったことと、災害時電気・ガスのどちらかのライフラインが遮断されることを考慮し、空調設備を電気及びガス熱源の2種類を計画し、また、給湯システムに関してもソーラー給湯システムを取り入れ、整備した。</p> <p>「診療所用自家発電機の設置」の計画は、診療所における非常用電源は、当法人のエネルギーセンターが管理する非常用発電機で賄っていたが、園内の電気を100%賄うだけの容量が無く、近年の入院患者状況は高齢化が進んでいる状況を踏まえ、診療所専用の非常用自家発電機を計画した。しかし、自家用発電機を電力会社からの電力供給が止まってしまった場合の非常用とするだけでなく、電力会社からの電力供給量を抑え、当法人で消費する電力の4割程度を生産出来るよう途中で計画を変更し、工事を完了した。</p> <p>なお、上記の工事は、平成22年度当初予算(施設整備費補助金)において予定されていたが、設計変更等の理由により、その実施が年度内に完了することが期し難いため、平成23事業年度への明許繰越の手続きを行い、当該年度は計画どおりに工事を完了した。</p> <p>また、平成23年度第3次補正予算において、耐震補強工事に係る予算(62百万円)が23年12月に認められ、更に、第4次補正予算において、法面復旧工事等に係る予算(175百万円)が24年3月に認められた。それぞれの工事については、その実施が年度内に完了することが困難であるため、翌事業年度への明許繰越の手続きを行った。</p> <p>なお、上記の補正予算に計上された補助金を平成23年度の実施計画等に計上するにあたり、中期計画・中期目標の「第3 予算(人件費の見積を含む)、収支計画及び資金計画」のうち、「1 予算」、「3 資金計画」及び「第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項のうち、「2 施設・整備に関する計画」の変更を行った。</p> <p>平成22年度施設整備費補助金(明許繰越)にかかる経緯</p> <table> <tbody> <tr> <td>・診療所用自家発電機等設置工事</td> <td>竣工日 平成23年5月31日</td> </tr> <tr> <td>・寮舎等空調・給湯設備改修工事</td> <td>竣工日 平成23年5月31日</td> </tr> <tr> <td>・第2期寮舎等空調・給湯設備改修等工事</td> <td>竣工日 平成24年3月29日</td> </tr> </tbody> </table>	・診療所用自家発電機等設置工事	竣工日 平成23年5月31日	・寮舎等空調・給湯設備改修工事	竣工日 平成23年5月31日	・第2期寮舎等空調・給湯設備改修等工事	竣工日 平成24年3月29日
施設・設備の内容	予定額(単位:百万円)	財 源																											
スプリンクラー設置工事	90	20年度 施設整備費補助金																											
スプリンクラー設置工事及び特定寮のバリアフリー化等改修工事	107	20年度施設整備費補助金(第2次補正)																											
診療所用自家発電機の設置 耐震診断調査費 寮舎等空調・給湯設備改修工事	291	22年度 施設整備費 補助金																											
寮舎等空調・給湯設備改修等工事	558	22年度 施設整備費 補助金(第1次補正)																											
耐震補強工事	62	23年度 施設整備費 補助金(第3次補正)																											
法面復旧工事・雨水排水改善工事	175	23年度 施設整備費 補助金(第4次補正)																											
・診療所用自家発電機等設置工事	竣工日 平成23年5月31日																												
・寮舎等空調・給湯設備改修工事	竣工日 平成23年5月31日																												
・第2期寮舎等空調・給湯設備改修等工事	竣工日 平成24年3月29日																												
	3 積立金処分に関する事項 なし	3 積立金処分に関する事項 なし																											

評価の視点等	自己評価	A	評価項目	評定
【評価項目 18 施設・設備に関する計画】	<p>・平成22年度当初予算（施設整備費補助金）における「診療所自家発電機の設置」及び「寮舎等空調給湯設備の改修」については、設計変更等の理由により、その実施が年度内に完了することが期し難いため、平成23事業年度への明許繰越の手続きを行い、当該年度は計画どおりに工事を完了した。これらの工事により、災害等の非常時に、医療機器等を確実に稼働させて入院 患者の安全を守ること及び電力使用のピーク時に、自家発電を行い、電力会社からの供給電力を抑制することが可能となったことと、省エネルギー・地球温暖化対策の推進のため、寮舎等の空調・給湯設備を、旧来型の一極集中管理の設備から、ソーラー給湯システムや個別空調方式により効率的な設備へと改修でき、災害時の対策も行えた。</p> <p>また、平成23年度第3次補正予算において、耐震補強工事に係る予算（62百万円）が23年12月に認められ、更に、第4次補正予算において、法面復旧工事等に係る予算（175百万円）が24年3月に認められた。それぞれの工事については、その実施が年度内に完了することが困難であるため、翌事業年度への明許繰越の手続きを行った。</p>			
[評価の視点] ・施設・設備に関する計画は実施されているか。	[評価の視点] 実績：○ ・平成22年度当初予算（施設整備費補助金）における「診療所自家発電機の設置」及び「寮舎等空調給湯設備の改修」については、計画どおりに工事が完了し、省エネルギー対策の推進と災害対策が出来た。 また、平成23年度第3次補正予算において、耐震補強工事に係る予算（62百万円）が23年12月に認められ、更に、第4次補正予算において、法面復旧工事等に係る予算（175百万円）が24年3月に認められた。それぞれの工事については、その実施が年度内に完了することが困難であるため、翌事業年度への明許繰越の手続きを行った。			